平成29年第1回能登町議会3月定例会議 会議日程表

３月６日から３月１５日　（１０日間）

日 程	月　日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・休 会 そ の 他	
第1日	3　月　6　日	月	午前10時00分	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 陳情上程・朗読・委員会付託
第2日	3　月　7　日	火		委員会	
第3日	3　月　8　日	水		委員会	
第4日	3　月　9　日	木		休会	
第5日	3　月　10　日	金		休会	
第6日	3　月　11　日	土		休日	
第7日	3　月　12　日	日		休日	
第8日	3　月　13　日	月	午前10時00分	本会議	一般質問
第9日	3　月　14　日	火	午前10時00分	本会議	一般質問
第10日	3　月　15　日	水	午後　2時00分	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開　会（午前１０時００分）

開　　議

議長（向峠茂人）

ただいまから、平成２９年第１回能登町議会３月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１１人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本３月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から３月１５日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（向峠茂人）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、

１２番　宮田　　勝三君、

１３番　鍛治谷　眞一君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（向峠茂人）

日程第２、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に、町長より別冊配付のとおり、議案４７件が提出されております。

次に、監査委員から平成２８年１１月分、１２月分、平成２９年１月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、町長から「町長の専決処分事項の指定に関する条例」の規定により行った１件の専決処分について、報告第１号として報告があり、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（向峠茂人）

日程第３、議案第１号「平成２９年度能登町一般会計予算」から、日程第４９、議案第４７号「町道路線の認定について」までの４７件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（向峠茂人）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長　持木一茂　君。

町長（持木一茂）

本日ここに、平成２９年第１回能登町議会３月定例会議を招集いたしましたところ、議員各位にはご健勝にてご参集いただき、心から感謝申し上げます。

平成２９年度の当初予算案をはじめ、諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信の一端と主要施策等の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

私が、町民の皆様から町政を託されてから１２年が経とうとしています。この１２年間、それぞれの地域がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しながら、能登町に暮らす全ての町民が、すこやかに、安心して日々の暮らしを送り、幸せと生きがいを感じることのできる持続可能な地域社会をつくりあげることを使命として、町政の推進に全力を傾けてまいりました。この間、多くの町民の皆様、議員の皆様から温かいご指導、ご助言をいただいたことに深く感謝申し上げます。

顧みますと、合併当初は「財政再建団体」への転落が危ぶまれるほどの危機的な財政状況でありました。こうした中、平成１８年度から３年間を「財政集中改革期間」として、町民・議会・行政が一体となって財政の健全化に取り組んだ結果、町財政の危機的状況を回避することができました。

また、平成１９年３月２５日には、「能登半島地震」が発生し、当町においても震度６弱を記録して多大な被害が発生いたしました。その後も「東日本大震災」や「熊本地震」など、全国各地で甚大な被害を及ぼす自然災害が多発しております。「能登半島地震」から１０年という節目を迎えますが、その記憶を風

化させることなく、引き続きハード・ソフト両面において、災害に強い町づくりを目指す所存であります。

合併後１０年間のまちづくりの指針となる第１次総合計画では「一歩前へ進むまちづくり」を基本目標に掲げ、「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいの町」を目指して、町民との協働による、新町の均衡ある発展と一体感の醸成に努め、「町民の目線」、「町民の視点」のまちづくりを推進してまいりました。

平成２７年度には、次の１０年間の指針となる「第２次総合計画」と人口減少対策や地方創生を目指す「能登町創生総合戦略」を策定いたしました。第２次総合計画と創生総合戦略では、「つなぐ」をキーワードに「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」を基本目標とし、「人」と「地域」の絆を大切にしながら「地域力」を向上し、「住民が自信と誇りを持てる力強い町づくり」を目指すこととしており、世界農業遺産や日本遺産に認められた、私たちの先人が守り続けてきた文化や、町がこれまで進めてきた施策をしっかりと未来へつなげていくことが大切であると考えております。

本町の財政状況でありますが、これまでの、集中改革プランや定員適正化計画の実施による経常経費の削減に加え、計画的な長期債繰上償還の実施により、公債費や町債残高の縮減を図り、財政指標については、一定の改善の効果を上げております。

しかしながら、歳出面では、今後は人口減少問題対策費や高齢者増による社会保障関係経費の増加をはじめ、近年の大型プロジェクト実施による公債費の増加が予想されること、そして、歳入面では、依然、地方交付税などの依存財源に頼る体質であり、財政力を示す指標は低水準で推移しております。

平成２９年度の予算編成にあたりましては、３月が町長改選期にあたることから、継続事業や経常経費などを中心とする骨格予算の考え方を基本とし、新統合庁舎や総合支所建設に関連する政策的経費については、当初予算に計上しておりません。しかしながら、定住促進対策、防災対策、一次産業の活性化など、第２次総合計画や創生総合戦略に掲げた施策を着実に推進していくために必要な事業につきましては、当初予算に計上することといたしました。

それでは、平成２９年度の主な取り組みについて、第２次総合計画の施策の大綱に沿ってご説明いたします。

はじめに、第１の施策の大綱、「自然環境との絆を大切にしたまちづくり」についてであります。これは、環境教育の普及と実践を通して、世界農業遺産である「能登の里山里海」を保全し、次代へと継承する取り組みと、省エネルギーやリサイクルを積極的に推進し、循環型社会の構築を目指すものです。この施策として、「海洋教育推進事業」では、小木小学校をモデル校とする「海洋教育拠点校推進事業」、全小中学校における「海洋教育推進プログラム事業」を引

き続き実施するほか、海洋教育の拠点施設となる「海洋教育研究センター」整備に向けた基本計画を策定いたします。

「世界農業遺産推進事業」では、世界農業遺産活用実行委員会や能登ＧＩＡＨＳ（ジアス）推進協議会への負担金を計上し、「環境にやさしい町づくり推進事業」では、引き続き木質バイオマスストーブや住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。

次に、第２の施策の大綱、「誰もが住みよいと感じる地域が一体となったまちづくり」についてであります。地域の特色を生かしたまちづくりを推進するための施策として、「のとキリシマツツジ振興費」では、町花である「のとキリシマツツジ」の普及・振興を図るため、柳田植物公園で整備を進めています「のとキリシマツツジ園」について、計画を前倒しして、平成２９年度の完成を目指します。のとキリシマツツジについては、能登半島の古木群が昨年１２月に「いしかわ歴史遺産」の認定を受けており、さらなる交流人口の拡大につながるものと期待しております。

「海岸保全施設計画」は、今後、町内の漁港海岸の保全計画を策定するもので、２９年度は松波海岸保全施設の長寿命化計画を策定いたします。

「道路整備費」では、社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業を継続して計上しております。また橋梁・トンネルについても、計画的に点検を実施し、メンテナンスを進めます。

「街路整備」では、引き続き「駅山手線街路整備事業」を計上し、市街地の回遊性向上を図ります。

「小木地区都市再生整備計画事業」では、道路改良のほか、観光交流施設整備費を計上し、小木地区の都市環境整備を図ります。

「のと里山空港利用促進事業」では、誘客促進事業において、首都圏向け団体ツアーの利用が見込まれることから増額計上するほか、新たに羽田空港での乗継を利用された町民への助成を計上しております。

「防災総務費」では、地域の防災力を高めるために、引き続き防災士や自主防災組織の育成に努めるほか、津波ハザードマップの更新や職員緊急連絡システムを導入するなど、防災体制の強化を図ります。

「衛生センター施設改良事業」では、し尿汚泥を下水道施設に希釈投入し、人口減少を見据えたし尿処理体制の構築を図ります。施設改良工事は２９年度完成を見込んでおります。

次に、第３の施策の大綱、「地域の魅力を生かしたしごとづくり」は、一次産業や商工業、観光を推進し、地域の活性化としごとづくりにつなげるものであります。この施策として、「ＲＥＳＡＳ（リーサス）ワークショップ」では、能登町創生総合戦略を推進するために、２８年度に能登高校生、インターン大学

生、社会人グループが提案した政策の実現に向けて取り組むもので、具体的には「能登高カフェ」、「メディアキャンプ」、「インターンシップ受入体制の構築」によって、人材育成や企業の掘り起こしを目指します。

「創業・継承支援事業」は、起業や事業継承等の初期投資について支援するもので、昨年度から増額して計上しています。

「鳥獣被害防止対策事業」では、鳥獣被害対策実施隊を再結成して体制を強化するほか、新たに檻購入補助を実施し、イノシシ等による農作物被害対策を強化します。

また、新たに「いしかわ森林環境基金事業」を実施し、クマやイノシシなどの出没を抑制するための里山整備を五十里地区で行うほか、「集落支援員」を導入して、鳥獣被害対策における集落対策や調整等を、町と連携しながら実施いたします。

「ブルーベリー振興対策事業」では、苗木を購入する農家の収穫までの期間を短縮するため、普及センターにおいてポットによる苗木育成を実施します。

「高品質化機械導入事業」では、引き続き、共同利用や農産物の高品質化に資する施設や機械の整備を支援し、農業振興を図ります。

「畜産事業」では、新たに、乳用牛への受精卵移植について補助し、能登牛の生産体制を強化するほか、引き続き「能登牛認定店促進事業」を実施し、町内の能登牛取扱店を増やして、能登牛の消費拡大と「能登牛の郷」のＰＲを行います。

「農村総合整備事業」では、４地区において、暗渠排水や用排水路の整備などを実施し、営農体制の強化を図ります。

「県営ほ場整備事業」については、継続４地区について、増額計上しております。

「観光振興対策事業」では、能登町ふるさと大使であります柴野大造氏をパーソナリティとした能登町紹介ラジオ番組を制作します。また、ふるさと納税を財源として、町のキャラクター「のっとりん」をイメージしたワゴンタイプの公用車「のっとりん号」を購入し、各種イベントや出向宣伝等に活用します。そのほか、京浜急行電鉄への広告費を新たに追加し、首都圏における能登町のＰＲを強化いたします。

次に、第４の施策の大綱、「健康で心に豊かさを持てる人づくり」であります。健やかに暮らせる活力ある地域社会づくりにつなげるための施策として、

「福祉人材再就職支援事業」では、新たに介護職の再就職に対して支援することで、不足している介護人材の確保を図ります。

「子ども医療費給付事業」では、昨年１０月診療分から自己負担分を現物給付とすることで受診しやすい環境を整え、子どもたちの疾病の早期発見と治療

を促進しており、引き続き予算計上しております。

「公立認定こども園運営費」では、２８年度から第２子の保育料半額と、３保育所において、土曜午後の保育を実施するなど、子育て環境の充実を図っています。新年度では、子どもたちの安全確保のため、老朽化している遊具の更新費用等を予算計上しております。

「次世代育成支援対策事業」では、「産前産後子育てヘルパー制度」を引き続き実施し、「つわり」や「産後うつ」などで支援が必要な妊産婦の負担を軽減します。また、２８年度に役場３庁舎に設置しました「赤ちゃんステーション」を、新年度は「コンセールのと」など２箇所に設置し、乳幼児を連れて外出しやすい環境をつくります。

「病院事業」では、地域包括ケア病床を増床します。また、「薬剤師修学資金制度」を創設し、人材確保対策を強化いたします。

次に、第５の施策の大綱、「地域を通して共に学び、まちの未来を担う人づくり」についてであります。まちの未来を担う人づくりを進めるための施策として、「鵜川小学校土砂災害対策事業」では、避難所となっている鵜川小学校後背地の崩壊対策工事を実施し、土砂災害特別警戒区域の解消を図ることで、児童が安心して学ぶことができる環境をつくるとともに、避難する地区住民の安全を確保いたします。

「能登高等学校魅力化事業」では、これまでの支援に加えて、２８年度から実施しています「まちなか鳳雛塾」の運営費と講師となる地域おこし協力隊に係る経費を計上しました。新年度は、講師の増員や地域学として「能登学」を取り入れるなど、内容の充実に努め、能登高校生の学力向上と、能登高校への入学者増につなげていきたいと考えております。

また、中学生の部活動支援として、大会派遣の際の生徒の移動時における安全確保の観点から、公式大会参加に係る交通費のバス借上について全額助成することとし、さらに練習試合等についても助成を行います。

「小間生公民館建設事業」では、現在、旧小間生小学校校舎を利用している公民館を、新たに久田和紙の体験施設や地区集会施設との複合施設として建設し、社会教育の充実と地域コミュニティの活性化を図ります。

「アスリート強化支援事業」は、当町出身のオリンピアン誕生を目指し、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックでの活躍が期待されるアスリートを支援するものです。

「テニスのまちづくり」としては、「全日本学生ソフトテニス選手権大会」の女子の部が、能登町で１２年ぶりの開催となり、全国各地から選手・監督ら約８００人が能都健民テニスコートと内浦総合運動公園テニスコートに集結します。本大会の開催に合わせて、施設の改修費等を計上しております。また、

昨年オープンしました「藤波テニスミュージアム」に、錦織圭選手と松岡修造氏からウェアやラケット等の寄贈品を受け、その展示に要する経費を計上しており、今後も全国規模の大会誘致とテニスミュージアムの充実により、「テニスのまち・能登町」を全国に発信していきたいと考えています。

次に、第６の施策の大綱、「地域の絆を深め、住み続けたくなるまちづくり」についてであります。安心して住み続けられるまちづくりを推進するための施策として、「定住促進事業」では、移住希望者に対する窓口の一本化を図るために２７年度に設立しました「定住促進協議会」への補助金を計上しております。協議会では、移住先としての能登町のＰＲのほか、暮らし体験可能な空家の改修、仕事のマッチングなどを行い、町が実施する移住者向けの各種助成金と合わせて、さらなる移住者増を図ります。

「借上町営住宅事業」では、移住者向け住宅不足を解消するため、民間事業者が建設した賃貸住宅を町営住宅として借り上げ、転貸いたします。

「集会所整備事業」では、立壁地区において、新たに集会所を整備いたします。

次に、第７の施策の大綱、「わかりやすい行財政と情報の共有によって、つながるまちづくり」では、住民と行政の協働による、つながるまちづくりを推進するものです。その施策として、「ふるさと能登町応援寄附事業」では、２９年度の寄附額を２億円と見込み、所要の事務費を計上しました。ふるさと納税については、昨年１２月からポイントプランを導入しており、寄附者がより柔軟に返礼品を選択できる環境となっております。

その他、２８年度決算から、統一的な基準による公会計を整備し、複式簿記を前提とした財務諸表を公表する予定であり、財政状況の「見える化」を推進いたします。

以上、ご説明いたしました平成２９年度当初予算は、一般会計が、前年度比２パーセント減の１４７億６３００万円特別会計が、前年度比１３パーセント減の７４億７３４６万２０００円事業会計が、前年度比１４．２パーセント増の４３億４１６万円合計が、３．２パーセント減の２６５億４０６２万２０００円となっております。

人口減少と高齢化という社会構造の変化やライフスタイルの多様化など、時代は予想以上に早く、大きく変化しております。この時代の変化をチャンスと捉え、町民、行政、企業等が自らの強みを生かしながら、これまでの取組を進化させ、一歩一歩着実なまちづくりを進めていく必要があります。

今後とも、町民の皆様とともに、住んで良かったと思える町づくりを進め、能登町発展のため、取り組みに邁進していく所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要をご説明します。

議案第１１号から２３号までは、一般会計及び特別会計、事業会計予算の補正であります。

今回の補正は、県営ほ場整備事業など国補正予算に伴う追加や、ふるさと納税額の増に伴う補正のほか、各款項にわたり「人件費の調整」をはじめ、「決算見込み」や「事業費の確定」による、予算の調整と財源調整を行い、繰越明許費と合わせ、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しくお願いいたします。

それでは、補正予算を説明させていただきます。

議案第１１号「平成２８年度能登町一般会計補正予算（第６号)」は、１億６１７６万５０００円を減額し、予算総額を１５３億９６１５万８０００円とするものです。

歳出から説明いたします。

第１款「議会費」の６４８千円の減額は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額であります。

第２款「総務費」は、１億７９６７万７０００円の追加であります。

第１項「総務管理費」において、一般管理費では、人件費の調整のほか、事業費の確定による減額であります。

文書広報費は、広報発行費の決算見込みによる減のほか、有線放送特別会計繰出金の減額であります。

財政管理費は、決算見込みによる減額であります。財産管理費では、決算見込みによる減額のほか、七見地内の鉄道跡地の地積更正に係る所要経費と旧宇出津公民館の水道及び電気設備等の修繕費を追加計上いたしました。

基金管理費では、基金運用益の増により基金利子を追加したほか、防災対策基金、地域医療対策基金の積立てを追加計上いたしました。そのほか、財源調整による財政調整基金積立金の追加や、過疎対策事業債のソフト事業の確定を見込み、過疎地域自立促進特別事業基金への積立金を追加しております。

企画費、地方創生推進費は決算見込みによる減額であります。

地域振興費は、決算見込みによる調整のほか、ふるさと能登町応援寄附金の増に伴う報償費と所要事務費を追加しております。

人権擁護活動費は負担金の確定による減額であります。

交通対策費では、決算見込みによる減額のほか、事業費確定により路線ﾊﾞｽ運営補助金を追加しております。

電子自治体推進費、新統合庁舎整備費は、決算見込みによる減額であります。

諸費では、決算見込みによる減額と、国庫委託金の確定による自衛隊員募集事務費を追加いたしました。

第２項「徴税費」は、人件費の調整であります。

第３項「戸籍住民基本台帳費」は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額と、個人番号ｶｰﾄﾞ関連の交付金を追加いたしました。

第５項「防災費」は、決算見込みによる減額であります。

第６項「統計調査費」は、人件費の調整のほか、基幹統計調査費の確定による調整であります。

第３款「民生費」は、５８２２万８０００円の減額であります。

第１項「社会福祉費」において、社会福祉総務費は、人件費の調整のほか、臨時福祉給付金の決算見込みによる減額であります。

障害者福祉費では、障害者医療費助成事業の平成２７年国庫負担金精算金を追加したほか、障害者自立支援給付事業において、補装具の追加支給に伴う増額と国庫負担金精算金を追加しております。

介護保険費では、介護保険特別会計繰出金の減額を行ったほか、介護ロボット等導入支援特別事業の追加内示に伴う増額を行いました。

また、国民健康保険特別会計繰出金の減額を行ったほか、後期高齢者医療費では、個別健康診査の決算見込みによる調整や人間ドック受診者増による追加を行い、後期高齢者医療特別会計繰出金は、減額を行っております。

第２項「児童福祉費」は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額であります。

第４款「衛生費」は、４１５６万５０００円の減額であります。

第１項「保健衛生費」において、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額と、環境衛生費において、小動物処理業務の実績を見込み事務費を追加しております。また、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金を追加し、病院事業への負担金、補助金を減額いたしました。

第２項「清掃費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額のほか、清掃総務費において、事務費や福光の屋外燃油タンク廃止に伴う負担金を追加いたしました。し尿処理施設管理費では、決算見込みによる減額のほか、衛生ｾﾝﾀｰ施設改良事業の事務費を追加しております。

第３項「水道費」においては、高料金対策に要する経費を追加したほか、老朽管対策の出資金確定による減額と旧瑞穂簡易水道分償還元金補助の組み替えを行っております。その他、簡易水道特別会計繰出金を減額しております。

第５款「労働費」は、１５３万８０００円の減額であります。

第１項「労働諸費」において、労働金庫勤労者貸付金利子補給の預託割合基準変更に伴う追加を行ったほか、雇用促進助成金と定住促進助成金は、決算見込みによる調整であります。

第６款「農林水産業費」は、２７４３万８０００円の減額であります。

第１項「農業費」において、農業委員会費、農業総務費は、人件費の調整のほか、決算見込みによる調整を行いました。

農業振興費では、事業費の確定による減額のほか、農地中間管理事業において、交付対象者の増により交付金を追加いたしました。

農地費では、事業費の確定による減額を行ったほか、県営ほ場整備事業においては、国の補正予算に伴う事業費の追加であります。

そのほか、農業集落排水事業特別会計繰出金については追加を行い、農村総合整備事業では、事業費の組み替えと事務費の追加であります。

第２項「林業費」は、人件費の調整のほか、事業費の確定により減額を行い、林道整備事業において、林道赤畑線の環境調査業務を追加いたしました。

第３項「水産業費」では、人件費の調整のほか、事務費の減額や漁業集落排水事業特別会計繰出金の減額を行い、水産業振興費では、宇出津新港に完成する鮮度保持施設と加工処理施設の電気料を計上いたしました。漁港建設費は、事業費の確定による減額であります。

第７款「商工費」は、２２０万４０００円の減額であります。

決算見込みによる減額のほか、商工業振興対策事業において、県産業創出支援機構利子補給事業の事業費確定による追加を行いました。観光施設特別会計繰出金については減額を行っております。

第８款「土木費」は、９２１８万１０００円の減額であります。

第１項「土木管理費」は、人件費の調整のほか、事務費の確定を見込み減額しております。

第２項「道路橋りょう費」は、道路橋りょう維持費において、決算見込みによる減額を行ったほか、社会資本整備総合交付金事業、道整備交付金事業は事業費確定見込みによる減額と組み替えであります。また、県営道路整備事業において、事業費確定による追加を行っております。

第３項「河川費」では、急傾斜地崩壊対策事業の事業費確定による減額を行い、県営急傾斜地崩壊対策事業において、追加計上しております。

第４項「港湾費」では、県営港湾改修負担金の確定による減額を行いました。

第５項「都市計画費」では、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額と組み替えを行っております。

公共下水道事業特別会計繰出金は、減額であります。

第６項「住宅費」は、住宅総務費において、人件費の調整のほか、事業費の確定による調整を行い、住宅建設費では、国庫支出金の前倒し交付による財源調整を行っております。

第９款「消防費」は、１９６９万１０００円の減額であります。

常備消防費は、決算見込みによる減額となっております。

非常備消防費では、決算を見込み団員出動の諸経費を追加したほか、消防施設費は、確定による減額であります。

第１０款「教育費」は、８９５０万２０００円の減額であります。

第１項「教育総務費」では、人件費の調整のほか、事業の確定を見込み減額いたしました。

第２項「小学校費」、第３項「中学校費」においても、人件費の調整のほか、事業費確定見込みにより減額を行っております。

第４項「社会教育費」では、事業費の確定見込みによる減額のほか、社会教育施設費で、地方債の策定による財源調整を行いました。そのほか、真脇遺跡整備事業において、発掘作業業務を追加しております。

第５項「保健体育費」、第６項「学校給食費」は、事業費の確定見込みによる減額であります。

第１１款「災害復旧費」は８４４万７０００円の減額であります。

第１項「農林水産施設災害復旧費」において、事業費の確定により減額を行いました。

第１２款「公債費」は、住宅管理費の減額による住宅使用料の充当財源の調整であります。

以上、この財源として「分担金及び負担金」「財産収入」「寄附金」を追加し、「地方譲与税」「利子割交付金」「配当割交付金」「地方消費税交付金」「使用料及び手数料」「国庫支出金」「県支出金」「繰入金」「諸収入」「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第１２号「平成２８年度能登町有線放送特別会計補正予算（第２号）」は、１２４７万８０００円を減額し、予算総額を３億３１８０万５０００円とするものです。

決算を見込んだ事務費の減額のほか、インターネット加入者増に伴う委託料と小間生橋及び借上町営住宅に係る工事請負費の追加であります。

この財源として「分担金及び負担金」「使用料及び手数料」を追加し、「繰入金」「諸収入」「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第１３号は「平成２８年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」です。

保険事業勘定で、２億２９３３万７０００円を減額し、予算総額を、３０億９９２万１０００円とし、

直営診療施設勘定では、５２万６千円を減額し、予算総額を、６６７万円とするものであります。

歳出では、保険事業勘定で、人件費や決算を見込んで各事業の減額と財源調

整を行っております。また、直営診療施設勘定においても、決算を見込み、減額と財源調整を行っております。

この財源として、保険事業勘定では、「財産収入」「繰入金」「諸収入」を追加し、「国民健康保険税」「分担金及び負担金」「国庫支出金」「療養給付費等交付金」「前期高齢者交付金」「県支出金」を減額し、

直営診療施設勘定では、「繰入金」を追加し、「診療収入」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第１４号「平成２８年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)」は、５２３万６０００円を減額し、予算総額を２億９６４９万３０００円とするものです。

その内容は、決算を見込み、人件費や後期高齢者医療広域連合納付金を減額したほか、還付加算金を増額するものです。

この財源として、「繰越金」「諸収入」を追加し、「後期高齢者医療保険料」「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第１５号は「平成２８年度能登町介護保険特別会計補正予算（第３号)」です。

保険事業勘定において、３億９６７万１０００円を減額し、予算総額を２６億２１８万５０００円とし、サービス事業勘定では、１００万円を減額し、予算総額を２７０３万５０００円とするものです。

その主な内容は、保険事業勘定において、人件費の調整をはじめ、基金積立金及び国庫負担金返還金を追加し、保険給付費、地域支援事業費を実績見込みにより減額するものです。

サービス事業勘定は、居宅介護予防サービス計画事業の減額であります。

この財源として、保険事業勘定では、「保険料」「財産収入」を追加し、「分担金及び負担金」「国庫支出金」「支払基金交付金」「県支出金」「繰入金」を減額し収支の均衡を図り、サービス事業勘定では、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第１６号「平成２８年度能登町観光施設特別会計補正予算（第２号)」は、４８万３０００円を減額し、予算総額を１億４６８万３０００円とするものです。内容は、事業の確定による減額であります。「繰入金」を減額し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第１７号「平成２８年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号)」は、１０５８万４０００円を減額し、予算総額を５億９５４０万８０００円とするものです。

事業費の確定見込みによる減額であります。

財源は、「分担金及び負担金」「繰入金」「町債」を減額して、収支の均衡を図

りました。

議案第１８号「平成２８年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号)」は、８９９万８０００円を減額し、予算総額を４億２７４２万３０００円とするものです。

その内容は、人件費の調整と事業費の確定を見込んだ減額であります。

財源は、「分担金及び負担金」「繰入金」「諸収入」を追加し、「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第１９号「平成２８年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号)」は、２８万７０００円を減額し、予算総額を４４７６万５０００円とするものです。

内容は、人件費の調整のほか、事業費の確定を見込んだ減額であります。

財源は、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第２０号「平成２８年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第２号)」は、１２５万３０００円を減額し、予算総額を７１６８万６０００円とするものです。

内容は、人件費の調整のほか、事業費の確定を見込んだ減額であります。

財源は、「繰入金」「諸収入」「町債」を追加し、「分担金及び負担金」「県支出金」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第２１号「平成２８年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第３号)」は、６１９万８０００円を減額し、予算総額を４億４７１１万８０００円とするものです。

内容は、人件費の調整のほか、事業費の確定を見込んだ減額のほか、施設管理費において、汚泥処理業務を追加しております。

財源は、「分担金及び負担金」を追加し、「使用料及び手数料」「繰入金」「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第２２号「平成２８年度能登町水道事業会計補正予算（第２号)」は、収益的支出において、８２７万２０００円を追加し、総額を５億２９４万１０００円とするものであります。内容は、営業費用において、人件費の調整のほか、受託工事費と減価償却費の増額であります。

収益的収入では、受託工事収益の増額のほか、繰出基準となる高料金対策に要する経費等の追加に伴う補助費の追加と長期前受金戻入の減額であります。資本的支出では、建設改良費の確定による減額を行い、資本的収入では、補助金、企業債、出資金を減額しております。

議案第２３号「平成２８年度能登町病院事業会計補正予算（第２号)」は、収益的支出で、１７５２万７０００円を追加し、総額を２４億７５８８万６０００円とするものであります。

内容は、医業外費用において、雑損失を追加し、消費税を減額いたしました。

収益的収入は、他会計補助金及び負担金を減額し、修学資金貸倒引当金の会計基準見直しに伴う過年度損益修正益を追加しております。

資本的支出では、建設改良費の確定による減額を行ったほか、看護師等修学資金貸付金を減額し、医師修学資金貸付金を増額しております。

資本的収入では、他会計負担金と　企業債を減額し、看護師等修学資金貸付金返還金を追加しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第２４号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」は、平成２９年３月３１日をもって柳田地区簡易水道事業を廃止し、４月１日から水道事業に統合するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２５号「能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、番号法第31条で情報提供等記録の定義規定を設けているため、法改正後、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針において、情報提供等の記録の規定が準用されるように所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２６号「能登町空家等対策の推進に関する条例の制定について」は、平成２７年５月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、法施行前に制定した現行の「能登町空き家等の適正管理に関する条例」を廃止し、新たに「能登町空家等対策の推進に関する条例」を制定するものであります。

新しい条例は、空家特別措置法が定めた内容については省き、法が規定していない部分を町独自の対応で補うものであります。

次に、議案第２７号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」は、矢波集会所の建替えに伴う位置変更及び日詰脇集会所の新設に伴う住所位置の表示等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２８号「能登町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」は、社会福祉法の規定による地域福祉計画の作成及び推進に関し、必要な事項を審議するために町長部局の附属機関として「能登町地域福祉計画策定委員会」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２９号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」は、三つの特別会計を廃止し、一般会計及び水道事業会計に統合するものであります。

はじめに「能登町有線放送特別会計」ついては、公債費の増額によって、一般会計からの繰入金が膨らんでおり、特別会計として処理する必要性が乏しいため、一般会計に統合するものであります。

次に「能登町観光施設特別会計」については、一般会計からの繰入金のみの収入であり、特別会計として処理すべき独立採算性的な運営ではなくなってい

るため、一般会計に統合するものであります。

また、「能登町簡易水道特別会計」では、簡易水道事業を廃止し水道事業に経営統合するものであり、これらの特別会計を削除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３０号「能登町税条例等の一部を改正する条例について」は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」及び「地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

また、昨年６月７日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が公布され、１年を超えない範囲内において施行されるため、所要の改正を行うものであります。

これより、特定非営利活動法人の名称変更、個人住民税の住宅ローン控除の適用期限の延長、法人税割の税率引下げ導入時期の変更及び軽自動車税のグリーン化特例の延長等、所要の改正を行うものです。

次に、議案第３１号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」は、法務局に登記されている大字の耕地及び山地、いわゆる「山地番・耕地番」の二重地番の区分解消作業終了に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３２号「能登町認定こども園設置管理条例の制定について」は、平成２７年４月に「子ども子育て支援新制度」がスタートし、同時期に「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を施行しました。

この条例の施行で、認可名称がすでに変更になっているため、管理条例についても整理を行い「認定こども園の名称及び位置」を制定するものであります。

次に、議案第３３号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、内閣府が幼児教育の段階的無償化を推進するにあたり、当町においては、ひとり親世帯で年収３６０万円未満相当世帯の保護者負担額において、現行保育料が国の基準を上回っております。この基準を見直し、保育料を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３４号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正により、平成２７年４月から、消費税引き上げを前提とした公費投入により低所得者の保険料軽減が実施されていますが、消費税の引き上げの延期に伴い、平成２９年度も現行の軽減が継続となったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３５号「能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について」は、「農業委員会等に関する法律の一部改正」により、農業委員会の委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数並びに報酬等を定めるため、新たに制定するものであります。

次に、議案第３６号「能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について」は、指定管理者に料金徴収の業務を担っていただくため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３７号「能登町簡易水道事業の設置に関する条例及び能登町簡易水道工事分担金徴収条例を廃止する条例について」、議案第３８号「能登町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第３９号「能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について」、議案第４０号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第４１号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」、及び議案第４２号「能登町集落排水施設条例の一部を改正する条例について」、までの６議案につきましては、いずれも４月１日から水道事業に統合するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第４３号「奥能登ｸﾘｰﾝ組合規約の一部変更の協議について」は、可燃ごみ等の処理方式変更に伴い、新施設の整備を予定しており、この事業に係る組合の費用支弁方法を新たに定める等、組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法第２８６条第 1 項及び第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４４号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」及び議案第４５号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、策定につきましては、「猪平・俎倉地区」の辺地区域において、平成２８年度から平成３０年度までの期間中に辺地対策事業債を充当する予定の町道整備事業がありますので、新たに総合整備計画を策定するものであります。

また、変更につきましては、すでに議決されております辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち「鶴町辺地、十郎原・黒川辺地及び当目辺地」の３辺地において、町道整備事業に辺地対策事業債を充当したく、計画の変更を行うものであります。

策定及び変更のいずれについても、石川県との協議が終わりましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第３条第１項及び第８項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４６号「公の施設の指定管理者の指定について」は、議案第２７号により「能登町地区集会所等条例」に追加しました日詰脇集会所の指定管理者に日詰脇区を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第 6 項の規定に

より、議会の議決を求めるものであります。
次に、議案第４７号「町道路線の認定について」は、上町地内の２路線について、町道と認定して管理するもので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。
以上、本定例会議に提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜わりますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
何卒よろしくお願い申し上げます。

議長（向峠茂人）
以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（向峠茂人）
それでは、日程第３　議案第１号から、日程第４９　議案第４７号までの４７件についての質疑を行います。
質疑は、大綱的な内容でお願いします。質疑ありませんか。
２番　金七祐太郎君。

２番（金七祐太郎）
所管の案件でありますけど、よろしいですかね。１件だけ。

議長（向峠茂人）
よろしいです。

２番（金七祐太郎）
手短にやります。
当初予算の４９ページ、地方創生推進費の婚活支援事業についてお聞きしたいんですけど、毎月、新聞紙上には石川県の各市町村の推計人口が掲載されます。それによりますと、能登町の人口は残念ながらとうとう１万７，０００人を割り込んできました。この婚活事業は、人口減少、少子化問題とかを食いとめようということで平成２６年度から取り組んでいると認識しておりますが、３年間の事業の成果、また次年度以降のどのような取り組みをしていくのか、お聞かせください。

議長（向峠茂人）

町民課長　大鷲克宏君。

町民課長（大鷲克宏）

それでは、お答えいたします。

お尋ねの婚活支援事業ですが、この事業は、議員ご指摘のとおり平成２６年から人口減少及び少子化対策の一環として行っております。初年度に町婦人団体のご協力を得まして１０名の方を縁結び支援員として委嘱させていただきました。そして、バーベキューやクリスマスパーティなど独身男女の出会いの場の提供などイベントを開催しております。その結果、結婚を希望する独身男女１２０名余りの登録となっております。また、そのイベントでお互い気になった男女を引き合わすお見合い支援も行ってまいりまして、これまでに３名の登録者の方が結婚に至っております。

次年度以降の取り組みについてですが、引き続き出会いの場の提供、それからお見合い支援を行っていく計画ですが、これからは近隣市町と連携をしまして、イベント等につきましては広域的な交流を図ってまいりたいと考えております。

また、県のいしかわ結婚支援センターなどが主催します婚活セミナーに参加する登録者につきまして参加費や交通費の一部を助成するなど、登録者の自己研さんにも支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

２番　金七祐太郎君。

２番（金七祐太郎）

３組、今後もまたこれがふえるように。やっぱり情報が大事だと思いますので、また町民のほうからもいろいろお聞きになり、頑張ってください。お願いいたします。

議長（向峠茂人）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

私は３点についてちょっとお尋ねしたいなと思います。

１番目は、予算書の３０７ページ、浄化槽整備促進事業特別会計。

今後予想される人口減少、世帯数の減少について不要になってくる町が設置した浄化槽、今後どのように対処していくのか。そのまま放置してもいいのかなというふうなことも思いますが、掘り起こして埋め戻すのか。現に撤去事例が出ていると思います。今後、町としてどう対応してくのか、大庭課長にお聞きしたいと思います。

議長（向峠茂人）

上下水道課長　大庭毅君。

上下水道課長（大庭毅）

市濱議員にご説明いたします。

平成２９年度につきましては、２５人槽２５基分、７人槽５基分という形で３０基分、計上いたしております。これにつきましては、例年これくらいの予算をもちまして、予算の幅を持たせまして対処しているところでございますけれども、浄化槽の不要になったものをどうするかというところでございますけれども、一応町村整備で行っている浄化槽につきましては各家のほうで電気料とか修繕料を持つという形になっておりますし、１１条検査といいますか、そういった検査についても各家庭において対処して維持管理をしていってくださいということを言っております。

実際に撤去については、私まだ把握しておりませんので、今後の空き家対策とかそういったことをこれから含めて、どういった対処方法があるかということも検討していきたいと思います。

議長（向峠茂人）

市濱等君。

４番（市濱等）

課長、これから、町で設置したものですから町で設置したものを、不要になったらそれを町がどういうふうに撤去するのかということを私はお聞きしたいわけでございまして、今後そういうことを想定した計画を立てられるのかどうかということも含めて、ちょっとお聞きできれば。もう一度どうでしょう。

議長（向峠茂人）

上下水道課長　大庭毅君。

上下水道課長（大庭毅）

市濱議員が言われている市町村設置型につきましては、今現在４１０基、２７年度末までに設置いたしております。これにつきましても補助金を入れて当然設置工事を行っているものですから、補助金を活用しているという形で、安易な削除といいますか取り壊しみたいものはできないかなと思っております。

実際そういった今言われたような不要になったものを取り壊しとか、そういったことについては、また今後検討させていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

今後、予算措置も含めながら検討していただければなというふうにお願いをいたします。

２番目、企業会計の病院事業について少しお尋ねをしたいと思います。

町民の方から宇出津病院の対応について相談がありました。先月、２月２５日土曜日の午後６時ごろですけど、子供が熱を出したので公立の宇出津病院を頼って電話したところ、先生がいないのでほかを当たってくれと。ほかに電話してくれというふうなことを言われたと。公立病院としてのこの対応、これでよかったのかと私は疑問を感じたものでございます。

公立病院として、先生の不在時の対応はどのような対応をしておいでになるのか、お聞きをしたいと思います。小児科ですね。

議長（向峠茂人）

市濱議員、議案質疑ですので、それに沿った大綱的な質疑をお願いします。

休　　憩

議長（向峠茂人）

暫時休憩します。（午前１１時２７分）

再　　開

議長（向峠茂人）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前１１時３６分再開）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

先ほどの病院事業会計の件で、私の考え過ぎというかそういうことがございました。また後日、病院局長にお聞きしたいというふうに思います。取り下げます。

議長（向峠茂人）

ほかにありませんか。

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

３点お願いします。

まず２点は確認で、簡単によろしくお願いします。

農林水産課、予算書の１０４ページをお願いします。に出ております漁港管理費の工事請負費が１，９００万載っていますので、これは４漁港というふうにしてこの間説明されたと思うんですけれども、具体的にどことどこで、どんな工事なのか、ちょっと教えてください。

議長（向峠茂人）

農林水産課長　桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

それでは、田端議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、工事請負費１，９００万円の４漁港での工事概要でございますが、まず矢波漁港では防波堤の整備ということで５００万円を計上しております。それから、小浦漁港では舗装工事で７００万円を計上しております。それから、比那漁港では水たたきの修繕ということで１００万円を計上しております。それから、藤波漁港では長島公園のところでございますがカラー舗装で４００万円を計上しております。

以上です。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

小浦漁港の舗装工事というのはどういう。もう少し具体的に。どこら辺を。

議長（向峠茂人）

農林水産課長　桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

小浦漁港の今まで資材置き場といいますかそういう用具が置いてあるわけなんですが、そこが舗装がしてないということで不便を生じているということで、小浦漁港へ入って左手のところにあるんですが、そこの舗装の整備をしたいというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

わかりました。

２番目、建設課、１１６ページの街路事業費のことで、駅山手線街路整備事業が予算化されております。この予算で、１１６ページの補償補塡及び賠償金３，９７０万積んでありますけど、これで補償関係は全部終わったんですか。

それともう一つは、この工事をやったらどこら辺まで、全部できるというわけじゃないと思うんですけど、どこら辺までどんな形になるのか、ちょっと教えてもらえますか。

議長（向峠茂人）

建設課長　小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

田端議員さんの質問にお答えします。

駅山手線のまず補償補塡及び賠償金になりますが、これはこの金額ではまだ終わりません。完成が一応３１年度を予定しておりますので、それに合わせて予算をもう少し盛っていきたいと思っております。事業の進行は、そのように３１年を目的として予算を組んでいっております。

以上です。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

ありがとうございます。事業の進行は３１年度ですので、見ながら、楽しみにしております。

もう一つ、３点目になります。

水道事業のことについて、お願いします。水道事業の７ページ、８ページ、資本的収入及び支出のところでお聞きしたいと思います。

まず、８ページの配水設備改良費で３億２，１００万ぐらい積んであります。これは例年ですと大体２億ぐらいずつでずっと来ておったと思うんですけど、今回１億ぐらい上乗せになっているということなので、どういう事業を例年と違った形にするのか、少し内容、具体的な話をお願いしたいということ。

もう１点は、７ページの企業債で１億８，３００万、それから出資金で１億１，１００万積んでありますけれども、これはどういうものですかね。町民にわかるようにして説明してもらえますか。

議長（向峠茂人）

上下水道課長　大庭毅君。

上下水道課長（大庭毅）

田端議員にご説明いたします。

平成２９年度の配水設備改良費の３億２，１２２万４，０００円のことかと思いますけれども、このうち生活基盤施設耐震化等交付金事業、これは能登町で行っております老朽管更新事業になりますけれども、これにつきましては２億５，８８５万円を計上いたしております。あくまでもこれにつきましては、まだ能登町に石綿管が２２キロ残っておりますので、そちらの早期解消に向けて平成３４年度までの更新計画でやっているということで、またご了解をお願いしたいと思います。

昨年、その事業につきまして内示が６５％ということで大変低い補助率になっております。今年度はそれをちょっとまた上乗せさせていただきまして、さらなる有収率の向上に向けまして老朽管更新事業を進めていこうという形で盛らせていただいております。

企業債だったかと思いますけれども、企業債につきましては１億８，３００万円、今年度盛っております。生活基盤施設耐震化等交付金事業にいたしまして１億５００万円、その他更新事業ということで単独事業とか、あと各浄水場

施設の更新とか、そういったことも含めまして７，８００万円を計上いたしております。

あと出資金につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金事業に３，５００万円、旧瑞穂簡水企業債の補助金につきまして６５２万７，６９９円、柳田簡水の企業債元金補助に５，５８１万５，４０３円となっております。あと旧瑞穂簡水企業債元金補助といたしまして１４５万５９９円、旧柳田簡水企業債元金補助といたしまして１，２４０万３，４２３円を計上したところでございます。

以上でございます。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

それでは、今ほど説明してくださった話に基づいて私の思うことを少し言いますので、違っておったら言ってくださいね。反論権もあると聞いていますので。

一つは、前年から比べると１億ぐらい上乗せしている改良費ですけれども、これについての有収率、さっきちょっと上げたいというふうに言われましたけど、有収率ってなかなか上がっておらんわね、前年からいったら。この問題は後からまた言いますけど、一つは有収率がどれぐらいか予想されるものがあれば今回の今年度の予算で出せるのかどうか。それを一つお答え願いたいということと、もう一つは収入のほうで、企業債と出資金につきましては、企業債というのはやっぱり借金なんですね、どうしたって。水道事業というのは、もともと独立採算でやっているはずなんだけど、これだけの企業債１億８，０００万円入れたい。またさらに出資金は町の一般会計から持ってきているわけじゃないですか。そういうことを入れながら水道事業会計をやっているということをまず認識、前提として持って水道事業を見ていかないとだめやと思う。独立採算でやっていますと言いながら今度３億も入れながらやっているという話では、一日も早くそれは変えていかなくてはいけないということを前提にまず考えてもらいたいということを思います。

それで、今回問題にしたいのは、有収率の問題を少し取り上げてみたいんですけど、２７年度決算に出てきた有収率は６８．７２％ということなので、１００トンの水源から末端の消費の段階へ行ったら……。

４番（市濱等）

議長、いいですか。今、自分の委員会の話を細かくやって……。

議長（向峠茂人）

発言とめてください。

１番（田端雄市）

今言われましたので、今の話について先に答弁させてもらいますけど、この話の中で、最後に町長に答弁してもらいたい。そう思っていますので、委員会では町長の答弁は聞けないということで、お話しさせてください。

よろしいですか、市濱さん。

では続けます。

６８．７２％ということは、水源に１００トンの水を出したにもかかわらず末端へ行ったら６８トンしかないということなんですね。そうですね。どんな感覚かといったら、私、輪島の水道事業者と話しておったら、だだ漏れでないがかと言われました。３２トンもどこかへ流れていっておるということなんです。この有収率をどう早く改良するか、直していくかというのは大きな問題だと思うんです。

これは決算の特別委員会でも経営状況を左右する問題だという指摘があったはずなんですけど、そういうことを前提にしてこの予算を組まなくてはいけない。これが大事なポイントだと思います。

ちょっと聞きますけど、もし有収率が１００％になったらどういうメリットがあるんですか。

議長（向峠茂人）

上下水道課長　大庭毅君。

上下水道課長（大庭毅）

田端議員にご説明いたします。

生活基盤施設耐震化等交付金事業という事業は、平成２５年度より施行しております当初はライフライン機能強化事業というもので、国庫補助メニューでやっておりました。国の施策により、２７年度より生活基盤施設耐震化等交付金事業というふうに変更になっております。

この事業を始めた当初の有収率、上水道では平成２５年度が６０．９％、その後、平成２６年度に６４．７％、平成２７年度が言われました６８．７２％と着実に成果が出ております。また、平成２８年度までは２月までの概算の有収率、これで７１．５％というふうになっております。

また、簡易水道につきましては、平成２８年度２月末までの概算有収率で８０％というふうになっております。２９年度につきましても鵜川地区を中心といたしまして更新事業を行うことにしております。この地区は昨年も専門業者による漏水調査等も行っておりますけれども、それでもまだ見つからない漏水、これは夜間の最小水量で私らは確認しておりますけれども、約時間当たり８トン出ております。この漏水量を今年度、２９年度の更新工事でゼロになったというふうに仮定いたしますと、約３．８％の改善効果があろうと思っております。

また、このほかにも単独による配水管布設がえ工事や、また地区や箇所の絞り込みによりまして漏水調査と修理によりまして早期に有収率の改善を図っていきたいと考えております。また、職員の技術向上などにより漏水調査の成果の向上を図りたいと思っております。

また、今後の更新計画につきましても、漏水発生割合や石綿セメント管であるかないか、また災害時の重要施設に至る路線であるかなどを勘案いたしまして、施工箇所につきましては臨機応変に対処いたしまして、また地区の皆様に迷惑のかからないように、できるだけ前倒しをいたしまして有収率の向上に努めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、有収率が１００％になったらどんなふうになるか。当然、浄水場から配水された水が全部お金になるということになりますので、ポンプ、電気料とか薬品費とか、そういったいろんなところでメリットが出てくるかと思っております。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

有収率を着実に上げていくという答弁はわかりました。でも、先ほど言われたとおり水源から出たものが１００％でいったらどれだけ、去年の１２月の定例会議のときに、ある委員から無駄なコストはどれだけなんやと言われたときにちょっと答えられなかった。答えなくてもいいけど。だから今ほど言われたとおり、私が試算してみると、２６年度で無駄なコストは２億ぐらいあるんですよ。２７年度でも１億７，０００万ぐらい無駄になる。１００％から見たら。この有収率でいうたら。早く見つけて早く改修する。今の話でいうたら４％ずつぐらいじゃないですか。上がっていっても、有収率が。その間ずっと１年１年が無駄なやつをかけているということなんやね。先ほどお話聞いたとおり、毎年一般会計から引っ張ってきて、借金してやっているものが、２億とか１億

７，０００万とか、もし有収率を上げることができたらそれだけできるわけや。これは町民の人の水道料を安くもできる。理論上、言えば。そういうこともあり得る話だから、有収率にしっかりそこに集中して上げななら ん。この取り組みをしてもらいたい。そういうふうに思います。

去年、委員会のときにもお話しさせてもらいました。去年の第２次の補正予算で自己債権が、先ほど言われた生活緊急のやつですけど、水道管路緊急改善事業というのを決めて、私の認識なら１月に県が取りまとめて一回締めましたという話でしたけれども、あわせてまたそれが実際に、この間、課長に聞いたら、そのときは余りまとまらなくて２９年度に延ばすという話で情報を集めておいでたみたいですけれども、私が聞いているのは１月に取りまとめた。そして、引き続き２９年度もやるということを聞いておりますので、この事業にもしっかり乗せて、３分の１補助つきますので、対応してもらいたいと思います。

これにつきましては、従来の今までででしたら市町村から国への補助金だったと思うんですけれども、今回の補助金については県が取りまとめをして、そして市町村に配分するという形になっているので、県との連携をうまくとりながら、しっかりとりながらこの事業に取り組んでもらいたいと思うんです。この事業については、うちの今の状況でいうと非常に取り組みやすい状況にあるんじゃないかと思います。

１３番（鍛治谷　眞一）

議長。町長に何を聞きたいのかはっきりしてくださいよ。議案質疑か何かわからんがいね。

１番（田端雄市）

今説明してから話ししますから待ってください。

議長（向峠茂人）

田端議員、関連が、まとめて手短に。

１番（田端雄市）

少し結論を急ぎます。

そういう形で、県のほうで取りまとめをしますので、連携をとりながら進めてもらいたいと思います。

それで、催促されましたので町長にお尋ねします。

今、町の状況はこういう形になっているということの認識はしていただいたと思います。新聞で出ましたとおり、県内の老朽化率も県内２番目になってい

るというぐらいな実態になっているということを踏まえて、この事業について、それから有収率を上げるという点について、しっかり担当課長に調べていただいて、それにあわせての予算措置もしっかりして、早期にこの有収率を改善するという作業をしていただきたい、このように思いますので、どうか予算を踏まえて検討していただきたい、このように思いますので、よろしくお願いします。

できれば答弁お願いします。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど課長からお話がありましたように、有収率というのは非常に大事な問題であります。そして田端議員おっしゃるように、有収率を上げることによって水道の企業会計も少し楽になるのかなということで進めさせていただいておりますけど、残念ながら漏水場所というのはピンポイントでわかるわけではないんですよ。ですから結局、ある程度予想を立てながら全面的に改修していくしかない状況であります。ですから、例えば当初、三十数キロやるには何十億というお金がかかるというようなお話もありましたので、だからピンポイントでわかればその箇所だけ先にやってしまえばいいんでしょうけど、なかなかそれがわからないものですから、可能性の高いところから順に交換していくという方法しかないのかなというふうに思っています。

ですから田端議員おっしゃるように、有収率を上げるためには、できるだけ予算措置もして早目に仕上がるようなことをしっかり検討させていただきたいなというふうに思っています。

休　　憩

議長（向峠茂人）

暫時休憩します。午後１時２０分からお願いします。（午後０時００分）

再　　開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後１時１８分再開）

議案第１号から議案第４７号までの４７件についての質疑を行います。

質疑ありませんか。
１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）
午前中に引き続き、質問をお願いします。
先ほど町長からの答弁で、漏水についてはピンポイントで調べるのがかなり難しいという話がありました。これは担当課長からも聞きましたので、そうかもわからんなという感じはするんです。でも非常に最近の都市部で道路の空洞化という問題がかなり出ています。空洞化についても、そういう技術が、ここは空洞化しているという、そういう調べ方もあるそうなので、技術的にもかなり進んでいるんじゃないかなと思うんです。そこら辺をもうちょっと追求していただいて、我が町においては先ほどからずっと話してきたとおり、どうしたら有収率を上げて、そして町民のより安全・安心できるかということが大事なので、その部分ではもう少し検討していただきたいし、そういう水道事業の業者のコンサルなんかも入れまして、どうかそういう予算も確保して進めていただきたい、このように思います。
本当に限られた予算の中で、どういうふうに使っていったら住民の福祉向上になっていくのか。これを工夫と、そういう視点がなかったら、納税者である住民の理解はもらえないと思うんですね。そういう意味では、その部分をしっかり考えていただいて、このままいったら３４年で水道事業の完了ということを言われましたけれども、まだ６年、７年かかる話ですので、いち早く、１年でも早く改良して有収率を上げていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いします。
以上で終わります。

議長（向峠茂人）
答弁要りませんか。
ほかに質問ありませんか。
１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）
私は、１２６ページで、所管課のことなんですが、所管課で審議をする前に確認したいことがございまして質問いたします。
ここで鵜川小学校の後背地の崩壊対策工事が含まれているはずなんですが、この後背地に関しては旧能都町時代から、たしか土砂災害特別警戒区域になっていたというふうに思っているし、現に土砂災害事故も合併前に起きているは

ずです。それのことについて、そうであったかどうかを確認したいと思います。
　どなたが答弁されるのかわかりませんが、今現在もあのエリアは土砂災害の特別警戒区域なのかどうかだけを聞いた上で、委員会でまたしたいと思いますので、お願いいたします。

議長（向峠茂人）
　教育委員会事務局長　中嶋久嘉君。

教育委員会事務局長（中嶋久嘉）
　鍛治谷議員の質問にお答えします。
　現在もそこの地域につきましては土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンになっています。今回、そこが小学校体育館裏ということもあり、児童の安全や、またそこが町長の答弁でもございました避難施設になっているということで、安全・安心の確保のため、工事がなかなか進捗しない状況の中で、学校の施設の安全対策ということで、今回、土砂災害対策工事費といたしまして工事費においては５，４００万円そこに計上してあります。
　よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）
　１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）
　わかりました。そこになぜ小学校が行ったかというような議論は、また別のところでいたしましょう。
　ただ、災害発生時から、その後、私何度か現地を訪問しておりますが、倒木が置いたままみたいな形になってトラ柵のロープが張ってあるという状況なので、現在はどんなふうになっていますか。それだけ教えてください。

議長（向峠茂人）
　教育委員会事務局長　中嶋久嘉君。

教育委員会事務局長（中嶋久嘉）
　現在も２年前に倒れたままでなっており、一応先端の部分の伐採等はしたんですけど、あとは地権者と話を進めまして、工事に向けて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

児童に危害を及ぼす可能性があるところだから、もっと迅速に、慎重に進めてほしいということを注文申し上げて、質問を終わります。

議長（向峠茂人）

ほかにありませんか。

９番　南正晴君。

９番（南正晴）

全協で一度お聞きしたんですけれども、もう一度、確認のために質問させていただきます。

予算書の９８ページの畜産事業事務費のたしか乳用牛振興奨励事業６４万８，０００円でしたか。この予算の説明を聞いているときに、たしか乳用牛のおなかに能登牛の種を入れて子を産ませるというふうに説明を受けたんですが、少し私の勘違いだったら申しわけないんですが、能登牛というのは黒毛和種の正統な血統がある牛を能登牛と認定するというふうにたしか書かれていると思うんですけれども、乳用牛のおなかに種を入れて産ませるということは少しこの規定からずれてくるんじゃないかな。もしくは、消費者が勘違いされて、せっかく能登牛の値がよくなってきているのが少し値崩れを起こすんじゃないかということが懸念されますので、この事業の内容について少し説明を農林課長にいただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

農林水産課長　桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

まず、内容についてでございますが、乳牛を母に能登牛を増産するという事業で助成をいたします。今のお尋ねの黒牛、これは黒毛和種の受精卵をホルスタイン種に移植して、乳牛に黒毛和種の子牛を産ませた場合に、生まれた子牛の評価が下がるということがないのかというご質問だというふうに思います。

これにつきましては、石川県の生産流通課に問い合わせをいたしました。母体となります牛が黒毛和種であってもホルスタイン種であっても生まれてきた子牛の評価は変わらないという回答をいただいております。

それから、和牛の繁殖農家への影響も懸念されるというところでございますが、全国的に子牛が足らないという状況であるために、町内の繁殖農家への影響を心配する必要もないというような回答をいただいております。

議長（向峠茂人）

９番　南正晴君。

９番（南正晴）

ありがとうございます。今の説明で、能登牛の血統というか評価自体は下がるものではないのかなと思いますが、たしか１，０００頭出荷体制に向けて増頭されているんですから、私としては、もう少し予算化して、もう少しふやしてもよかったんじゃないかなと思いますので、そういうことを申し添えて、これで質問は終わります。

以上です。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

７番　椿原安弘君。

７番（椿原安弘）

新年度予算の概要については、町長のほうから申し上げられましたが、一般会計で総額１４７億６，３００万円、前年度より３億４００万円減の２％減となっております。減額の要因といたしましては、今回、骨格予算ということでございます。政策予算の大きなものに役場統合庁舎の予算が見込まれますけれども、今後の補正で行われると予想しています。

また、地方債、要するに借金の状況ですが、今年度末現在高見込み額は普通会計と企業会計で総額３５０億７，０００万円、２９年度の起債見込み額が３億７，８００万円、償還見込みが３４億円となり、２９年度中では最終的に３，０００万円の減額で年度末の最高見込み額は３５０億４，０００万円となると思っています。

また、基金、要するに貯金の状況は、今年度末現在高見込み額が一般会計、特別会計総額で７５億６，０００万円、２９年度中の積立額が５，９００万円で、取り崩し額が２億５，０００万円。２９年度末残高は７３億７，０００万円の見込みであると予想しています。

今後は大型プロジェクトが見込まれますので、慎重な財政運営をしていただくよう要請しておきます。

それでは、２９年度予算について３点ばかりお聞きいたします。
まず、町民課長にお聞きしたいと思います。
予算書の６２ページ、戸籍住民基本台帳費の個人番号交付事務費の内容で、番号カードの交付状況はどのようになっているか、お聞きをいたしたいと思います。

議長（向峠茂人）
町民課長　大鷲克宏君。

町民課長（大鷲克宏）
お答えいたします。
お尋ねの個人番号カードの交付状況についてでございますが、このカードは平成２８年１月から交付を行っておりまして、現在まで１，３４１名の方から申請があり、１，１８６名の方に交付済みであります。住基人口に対する申請割合は７．４％になります。
参考までになんですが、ちょっと数字のほうは古いんですが、昨年の６月末時点での申請割合ですが、全国平均は４．７２％で、能登町は４．７４％と、ほぼ全国平均並みの数字となっております。
よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）
７番　椿原安弘君。

７番（椿原安弘）
わかりました。
次に、健康福祉課長にお聞きいたします。
予算書の７６ページの児童福祉総務費の補助金７５万円で、三世代ファミリー同居・近居促進事業の現在までの状況と今年度の計画はどのようなのか、お聞きをいたしたいと思います。
また、８３ページ、母子保健費で次世代育成支援対策事業費２３２万３，０００円、この事業内容をお聞きしたいと思います。

議長（向峠茂人）
健康福祉課長　朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

それでは、お答えします。

三世代ファミリー同居・近居促進事業７５万円の計上となっておりますが、この事業につきましては、新たに年度の当初１８歳未満の子供を含む三世代同居または近居を始めるため、住宅の新築、改修等を行う者に補助を行い、子育て環境の整備と定住人口の増加に資することを目的とした事業になります。住宅の新築等に要した費用が１００万円以上で３０万円、県外転入をして同居、近居をする場合は１５万円加算の４５万円の補助を行うものです。

この事業は、平成２７年度より県補助を受けて行っている事業でありますが、現在までの申請は、まだゼロ件となっております。

続きまして、次世代育成支援対策事業費についてですが、この事業では、出産から育児期の支援事業が主なものになります。妊娠期の妊産婦教室を初め、出生後のお子さんの家庭を訪問し、早期の相談対応を目的とした全戸訪問指導事業、お子さんの発達に応じた相談、支援事業、食育推進事業などを実施しております。産前・産後子育て応援ヘルパー派遣事業や赤ちゃんステーション設置事業もここに含めて実施をする予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

７番　椿原安弘君。

７番（椿原安弘）

三世代ファミリーの件については、まだ一件もないそうですが、皆さん知らない方が結構いるんじゃないかなと思いますので、またその辺の周知といいますか、されたほうがいいんじゃないかと思います。

次に、教育委員会事務局長にお聞きいたします。

予算書１４１ページの保健体育総務費、各種大会事業補助金の中で、全日本学生選手権１５０万円というものがありますけれども、これは町長の提案のところにもおっしゃいましたが、どの程度の規模の大会なのか、お聞きしたいと思います。

議長（向峠茂人）

教育委員会事務局長　中嶋久嘉君。

教育委員会事務局長（中嶋久嘉）

椿原議員の質問にお答えします。

総称で全日本学生ソフトテニス選手権大会、通称インカレと呼ばれておりま

す。第７１回文部科学大臣杯全日本大学対抗ソフトテニス選手権大会、第７２回三笠宮賜杯全日本学生ソフトテニス選手権大会、第５９回全日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会、この３つがいわゆるインカレと呼ばれているもので、日本学生ソフトテニス連盟が主催となっております。

大会期間につきましては、平成２９年８月４日から予備日を入れまして１１日まで１週間をかけて、来年度につきましては七尾市と共催でやります。男子１００校が七尾市で、能登町会場におきましては女子７５校程度を今回見込んでおります。その選手総数として、男女合わせまして１，８００人、ほか応援と関係者で６００人、合計で２，２００人を見込んでおります。うち女子の選手として能登町では７００人、プラス先ほど町長の答弁でもございましたほか応援関係で１００人。８００人程度の宿泊を見込んでおります。

おおむね経済効果として３，０００強の数字が見込めるのではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（向峠茂人）

７番　椿原安弘君。

７番（椿原安弘）

わかりました。

そこで、予算説明書、これによりますと１５ページの全日本学生ソフトテニス選手権７２４万８，０００円となっているんですが、この予算書の数字とどういうわけか、これは誰に聞けばいい。ちょっと説明をお願いします。

議長（向峠茂人）

教育委員会事務局長　中嶋久嘉君。

教育委員会事務局長（中嶋久嘉）

再度、予算のほうで説明したいと思います。

各種大会事業費、１４０ページですが、その中で賃金がございます。臨時職員経費として４万円、９節旅費で７万５，０００円、打ち合わせ等を考えております。

１１節需用費で５３万３，０００円。これにつきましては、看板、そしてその大会期間中に、いわゆる能登カップというものを大会の中で期間中で設定しております。その中でカップの製作とか参加賞を考えてございます。

そして、１４節で使用料及び賃借料５１０万があります。この部分は、能登

町の開催におきましては宿泊施設と大会、今は能都健民テニスコート、そして内浦のソフトテニス会場というように分かれていますので、その自動車借上料等を見込んでおります。

そのほかに、今質問がございました１９節負担金補助として１５０万円。

それを合わせたものが７２４万８，０００円となっておりますので、よろしくお願いいたします。

７番（椿原安弘）

わかりました。

終わります。

議長（向峠茂人）

ほかにありませんか。

１２番　宮田勝三君

１２番（宮田勝三）

１点だけお聞かせ願いたいと思います。

予算書でいえば１２９ページの上段のほう、そしてまた町長の提案理由の説明でいうと２１ページ。

これはまさしく全協の中でも聞かれた方がいます。大変悲惨な事故を機に、行政としてとるべき措置をとったな、そんなふうに思っております。亡くなられた方のご冥福や、そしてまたバスに乗っていた方々の心のケアというのは大変であったろうなと思っておるんですが、町長の提案理由の説明の中に、公式大会参加に係る交通費のバス借り上げについて全額補助、さらに練習試合等についても助成を行いますという説明でありました。

恐らく私が判断したのが間違っていればですが、間違っていなくても説明細かく願いたいんですけれども、バスの借り上げだけじゃないんだろうな。当然、緑ナンバーで運転手つきのバス会社のバスであろうかなという私は判断をしております。そしてまた公式大会となりますと、当然、町内外、県内外もあるでしょう。大きく言えば全国大会も関係してくると思うんですが、そういうことで関係するのかなと思うことと、練習試合については、これまた県内もありましょうし、私は確認していないですが隣県の例えば富山県や福井県に遠征することはないのかな。

そういうことを含めて、学校側、ＰＴＡ側としては非常に関心度の高いところであろうかなと思いますので、私も細かく知りたいんですが、当然、議会を通して父兄の方や学校側にしっかりと説明をするという意味合いを持ちまして

説明を願いたいと思います。
　よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）
　教育委員会事務局長　中嶋久嘉君。

教育委員会事務局長（中嶋久嘉）
　宮田議員の質問にお答えさせていただきます。
　部活動等遠征費で１，３００万円計上しております。この金額につきましては、練習試合は半額の予定でございます。そして公認大会、いわゆる各クラブの主催である大会であったり各市町の委員会であったりする交流大会等がございます。そういったものにも半額を助成したような経費となってございます。
　そして、その下段にあります大会派遣費につきまして、７８０万につきましては、昨年度までは中体連関係、県内までは全額補助をいたしておりました。そして、中体連関係のうち北信越や全国大会までは３分の１の補助としておりました。それを今回改めまして、北信越、全国大会にも１００％補助をして移動手段の安全を確保するということで、先ほど宮田議員がおっしゃいましたレンタカー代なり運転手代を確保して安全な移動の方策に努めているところでございます。
　なお、部活につきましては、平成２８年度現在の数字なんですけど全部で２６部活あります。２６部活のうちおおむね金沢近辺かなと練習試合につきましては考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）
　よろしいですか。
　ほかにありませんか。
　５番　小路政敏君

５番（小路政敏）
　それでは、ふるさと振興課長に聞きたいと思っております。
　議案書の１０６ページの海洋深層水の事業の中の１４節使用料及び賃借料９４万７，０００円の誰から借りているのかなというところ一つと、あともう一つは、１０８ページの九十九湾観光施設整備基本計画業務、これはどういうことをなされるのかなというところと、２点、ひとつお願いします。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長　田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

質問の２点ありました。

１点目の海洋深層水の取水施設、１４節の使用料及び賃借料９４万７，０００円でありますが、海洋深層水の施設につきましては、石川県が管理をしております小木港港湾区域内の敷地内に設置しております。その使用している港湾用地の使用料、年間９４万７，０００円の計上であります。

これは平成１６年に石川県の港湾施設管理条例に基づきまして工作物の設置申請をし、石川県から使用許可を受けました。以来３年ごとに使用継続の更新申請を行っております。

海洋深層水の用地の使用面積でありますが、２，１５０平方メートルを借りております。その用途の内容は、取水のポンプのピット、あるいは建物、給水口、駐車場を含めた舗装用地、緑地などであります。年間の用地の使用料は、先ほど言いました使用面積が２，１５０平方メートル。それに１カ月１平方メートル当たりの使用単価が３６．６８円。細かいですけれども、その単価掛ける１２カ月、９４万６，３４０円というふうになります。

続いてですが、１０８ページの１３節委託料の九十九湾観光施設整備基本計画業務１９４万４，０００円ですが、町の上位計画にもあります能登町第２次総合計画では、能登の里山里海の魅力や資源の利活用を挙げております。また、能登町創生総合戦略の戦略の２では、「人と人の交流を深め、賑わいを創出し、能登町で暮らす「ひと」の流れをつくる」とし、その中で能登町の魅力発信と体験による交流人口の拡大や能登町のファンを拡大するとしております。

その目的であります交流人口の拡大を図るために、日本百景にも選ばれております九十九湾の美しい海岸線や周辺の観光資源を活用しまして観光活性化方策を検討していくものであります。業務の内容につきましては、大きく３つのことについて整理、検討をしていきます。

一つは、九十九湾周辺の観光実態及び観光資源の整理と把握ということで、のと海洋ふれあいセンター、あるいは海洋深層水施設を含めた、その周辺の実態について整理、検討していきます。

その次に、九十九湾は、小木港湾ということで石川県の港湾区域の中の県が管理している用地になりますので、小木港湾の利活用に関する条例等の法的な制限の整理もしていこうというふうに思っております。

最後ですが、九十九湾観光活性化方策の検討としましては、企業方針の検討をまず第一に置いて、それに必要な整備や取り組み内容の検討、そして現在計画中であります観光交流センター――仮称でありますが、イカの駅の管理、運

営計画と連携をした実行可能な推進体制について検討してまいります。
ご理解とご協力のほうをお願いをいたします。

議長（向峠茂人）
よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

議長（向峠茂人）
お諮りします。
ただいま議題となっております、議案第１号から議案第４７号までの４７件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）
異議なしと認めます。
よって、議案第１号から議案第４７号までの４７件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休　　憩

議長（向峠茂人）
ここで、暫く休憩します。（午後１時５０分）

再　　開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後１時５４分再開）

お諮りします。

本日、町長から議案第４８号「請負契約の締結について（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（建築））」、議案第４９号「請負契約の締結について　（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（電気設備））」、議案第５０号「請負契約の締結について（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（機械設備））」の３件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、この３件を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（向峠茂人）

追加日程第１、議案第４８号「請負契約の締結について（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（建築））」、追加日程第２、議案第４９号「請負契約の締結について　（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（電気設備））」、追加日程第３、議案第５０号「請負契約の締結について（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（機械設備））」を一括議題といたします。

提案理由の説明（追加議案）

議長（向峠茂人）

提案理由の説明を求めます。

町長　持木　一茂　君

町長（持木一茂）

それでは、本日、追加提案させていただきました、議案３件につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第４８号及び議案第４９号並びに第５０号は、いずれも消防宇出津分署の建設について、相手方と請負契約を締結したいので、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第４８号「請負契約の締結について（平成２８年度　消防宇出津分署建設工事（建築））については、去る２月２２日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、４億２４９８万円で、輪島市の株式会社宮地組、能登町の株式会社鼎建設の二社が、宮地・鼎特定建設工事共同企業体として落札致しましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４９号「請負契約の締結について（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（電気設備））については、去る２月２２日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ８５７４万９８４０円で、能登町の北陸電気工事株式会社能登　営業所が落札致しましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第５０号「請負契約の締結について（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（機械設備））については、去る２月２２日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ５５２２万９０４０円で、珠洲市の株式会社三百刈管工が、落札致しましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、ご同意を賜わりますようお願い申し上げます。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま、議題となりました議案第４８号、議案第４９号、議案第５０号の審議方法について、お諮りします。

議案の審議方法は、全体審議といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号、議案第４９号、議案第５０号は、全体審議とすることに決定しました。

休　　憩

議長（向峠茂人）

ここで、暫時休憩します。（午後２時００分）

再　　開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後２時１０分再開）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

議案の４８、４９、５０にちょっと関連するだけで直接じゃないもので、いささか気が引けるんですが、大変心配なことがありまして。

当該の地域には１つの店舗と２つの民地、宅地があって、そことの交渉というのはもうきちんと終わっているんでしょうか。それを確認したいと思います。

議長（向峠茂人）

総務課長　赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

鍛治谷議員のご質問にお答えいたします。

該当用地のところで１店舗、２つの住宅の補償の件ですけれども、補償契約については全て終了しております。

議長（向峠茂人）

１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

老婆心ながら、契約が完了したならそれでよろしいですけれども、時折こういうときに保険と同じで、残価から試算してこれだけの値打ちだからこれだけ

のことを払いますというふうによくなるんですが、私はまた後で調べさせてもらいますけれども、その方が次に移動しても建築物を建てて平穏な生活を送れるような金額をちゃんと提示されたものと信じておりますけれども、また私のほうでも調べたいと思います。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

ほかにありませんか。

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

私は、入札そのものについて少しお尋ねしたいと思います。

見ておりますと、この入札、議案の４８ですか、これは９９．８％とか、それからほかの２議案は９割ちょうどというふうな数字が出ておりますが、満額というのはおかしいですけれども、で落札するのと、それから９割で落札する。こういう状態のところを見ておりますと大変何か不思議な感じがいたしております。

私、何を言いたいかといいますと、こんな例えば最低ラインを水くぐって、こういうことが頻繁に起きておる状態が、入札があるわけでございまして、こんな状況を監理課長はどんなふうに感じておいでになるのか。そこをひとつお聞きしたいなというふうに思います。

議長（向峠茂人）

監理課長　安宅義弘君。

監理課長（安宅義弘）

市濱さんのご質問にお答えいたします。

入札に関しましては、建築、それから電気設備、それから機械設備と３本に分けて入札しております。諸経費的には、建築のほうに関しましては諸経費率が非常に悪いということで、恐らくこのような入札結果、９９．８％となったということになろうかと思います。それから電気設備、機械設備に関しましては、ある程度諸経費はあるんですけれども、それについても普通の一般土木よりかは諸経費的には余りございません。ということで、皆さん一般競争入札に参加された方は、自分でも取りたい、どうしても取りたい、是が非でも取りたいということで競争されて、最低制限価格ぎりぎりで落札されたというふうに思っております。

以上です。

議長（向峠茂人）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

私は、安くというか、ぎりぎりで取られる方が努力されているなと思いますけれども、余りにもそういうふうなことが小さい業者でもあるわけなんですね。そうすると、その企業にとって本当に収益上がっていくのかなと。これは余分な話になってきますけれども、これ自体が、入札制度そのものを競争でなくして共栄というふうなことも考えた入札も必要ではないかなと私は、課長、そんなふうに思うんですね。

これはこの状況とは少し違いますけれども、そんなふうなことで、町の職人さんたちもふえていく、減っていくというふうなことが出てくるのかなというふうなことを思って、数字的に極端な数字でございましたので一応お聞きしました。

ありがとうございます。

議長（向峠茂人）

ほかにありませんか。

１２番　宮田勝三君。

１２番（宮田勝三）

３月ぎりぎりのラインで議決要項ということなんですが、少なくとも工期は決まっているだろうなと。それと、当初予算は２８年度当初予算に盛り込まれていたはずだと思っております。もう少し工期等も考えれば、いち早く設定の段階に入り、発注に至る経緯があってしかるべき工事であろうと思っております。

そういう形で、今後はさまざまな分野でこういうものが当初予算に盛り込まれていたならば、もう少しゆとりを持った形で設計や入札や、当然これほどのものですから起工式等々も行う予定でありましょうし、いかにおくれた理由があったのかなと、そんなふうに思うわけでありますし、今回はその答弁は求めませんが、やはりそういった中でそれぞれにこんなこと、あんなこと、余計な想像をさせることにもならんとも限りません。

そういうことで、しっかりと予算はまたがっているんですから、早目にきちっと、工期もおくらせないようにするということになれば、いち早く発注して

よかったのかなと思っております。今後二度とこういうことのないように取り組んでいただくことだけを願っておきます。

議長（向峠茂人）
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討　　論

議長（向峠茂人）
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（討論なしの声）

議長（向峠茂人）
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採　　決（追加議案）

議長（向峠茂人）
これから、採決を行います。
お諮りします。
議案第４８号「請負契約の締結について（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（建築））」の１件は原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

有り難うございました。
起立全員であります。
したがって、議案４８第号の１件は、原案のとおり可決されました。

議長（向峠茂人）
次に、お諮りします。
議案第４９号「請負契約の締結について （平成２８年度消防宇出津分署建設工事（電気設備））」の１件は原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）
有り難うございました。
起立全員であります。

議長（向峠茂人）
ご着席ください。
したがって、議案第４９号の１件は、原案のとおり可決されました。

議長（向峠茂人）
次に、お諮りします。
議案第５０号「請負契約の締結について（平成２８年度消防宇出津分署建設工事（機械設備））」の１件は原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）
有り難うございました。
起立全員であります。

議長（向峠茂人）
ご着席ください。
したがって、議案第５０号の１件は、原案のとおり可決されました。

休会決議

議長（向峠茂人）

日程第５０、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、３月７日から、１２日までの６日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、

３月７日から、１２日までの６日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、３月１３日、午前１０時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉　　議

散　会（午後２時２１分）

再　開（午前１０時０１分）

開　　議

議長（向峠茂人）

それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員数は１１人で、定足数に達していますので、これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（向峠茂人）

日程第１　一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により、質問者の持ち時間は答弁の時間を含め４０分以内となっております。また、質問の回数は質疑と同様に原則として１つの質問事項に対し３回までとなっておりますので、遵守されますようにお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

９番　南正晴君。

９番（南正晴）

それでは、ただいま議長より発言の件を許されましたので、早速一般質問に入りたいと思いますが、何分久々の一番バッターということで大変緊張しておりますので、言い間違い等がございましたら少しご容赦願いたいと思います。

本日の質問事項ですが、私の所属する委員会の基本的な所管事項で、本来は委員会なり各担当課へ行って質問すればよろしいんでしょうが、一部、私も思い違いしていることがあったり、また町民に少し周知されていない面があるのかなと思いますので、改めてこの場で質問をさせていただきます。

まず１点目ですが、健康福祉関係の質問になりますが、休日保育の件で。

今回の議案にも上がっておりますが、今まで我々、保育園、保育所と言っていた施設が認定こども園という呼び名に変わってきておりますが、これが今までの保育所、保育園とはどのように違ってきているのか。このメリット、デメ

リットをご説明願えればありがたいと思います。
それから、あと町長、今議会の議案提案理由の説明の中に、２８年度から土曜午後の延長保育といいますか、それを３保育所において実施していると。それで子育て環境の充実を図っているというふうに言われましたが、若いお母さん方の中には、逆に土曜日に保育所預けたいんですけれども預けにくくなったというか、何か断られたというような声を若干、私聞きましたもので、その点の確認と、当然、最近は共働き家庭、それから生活習慣が違ってきまして深夜に仕事される方とかいろんな方がおいでますので、現状の中では難しいのかなと思いますが、日曜とか祝祭日等でも保育の実施を望む声が聞かれてきますので、そのあたり、現状では大変難しいと思いますが、子育て世代の方々の意見を聞き、実施の方向に持っていけないかどうか、その点の確認をさせていただきたいと思います。
質問、１項めは以上です。

議長（向峠茂人）
町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）
それでは、南議員の質問に答弁させていただきたいと思います。
能登町の公立保育所では、平成２７年４月１日から子ども・子育て支援新制度がスタートしております。当町の公立保育所が保育所型認定こども園に移行しております。入所の基準につきましては、新制度では１号から３号の支給認定区分により教育・保育を実施することとなり、１号認定の幼稚園機能が追加されたものであります。このことによりまして従来の幼稚園対象のお子さんも一緒にお預かりできるようになったことがメリットというふうに考えております。デメリットというものは特にないものというふうに思っております。
また、新制度の開始に伴いまして、能登町子ども・子育て支援事業計画を作成しており、作成に当たって平成２５年度に子育て支援に係るニーズ調査を実施しております。調査結果の希望を踏まえまして土曜保育を実施しているところでありますが、周知につきましては入所説明会の際に保護者の方に行っておりますが、今後も機会を見て周知を図ってまいりたいというふうに考えております。
そして、休日保育の実施についてでありますが、町としましては、子育て環境の整備の重要性というのは認識しておりますが、その反面、効率的な保育行政にも取り組んでいかなければならないということであります。今後、子ども・子育て会議等でのご意見も参考にしつつ、町内の保育施設数や運営の状況とあ

わせて休日保育の必要性を検討していきたいというふうに考えておりますので、議員の皆さんの理解、ご協力もお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）
９番　南正晴君。

９番（南正晴）
大体のことはわかりました。私、先ほど町長言われましたが、１号から３号まで認定によってといいますが、この１号認定というのは、ちらっと見ましたら教育標準時間認定で１号認定というのがあるんですけれども、この辺は少しご説明願いたいんですけれども、これは事務的なもので担当課長でもいいかと思うんですが、できればご説明願えますか。

議長（向峠茂人）
健康福祉課長　朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）
それでは、お答えします。
保育所のもともとの趣旨である保育を必要とする理由につきましては、就労や妊娠、出産、保護者の病気などで保護者が保育に当たれない状況があることです。
１号認定とは、保育を必要とする事由に当てはまらない家庭のお子さんで３歳から５歳のお子さんの区分となります。例えば、求職活動をしていない専業主婦等がいる家庭がこれに当てはまります。従来であれば幼稚園の利用対象者に当たります。
認定こども園では、保護者の働いている状況に関係なく、１号認定のお子さんであっても教育・保育を一緒に受けられること。それと、保護者が仕事をやめた場合であっても２号認定から１号認定に切りかわることで継続して同じ認定こども園の利用ができることなど、メリットになろうかと思います。
またよろしくお願いします。

議長（向峠茂人）
９番　南正晴君。

９番（南正晴）
ありがとうございました。ということは、専業主婦というか子育てができる

環境にありながらも認定こども園に預けたいという方は、問題なく預けることができるということの認識でよろしいですね。わかりました。

私もまだ一部の声しか聞いておりませんので、実際、休日保育というのは必要とされる方がどれくらいおるのか、実態はつかんでおりませんが、また町のほうでも調査をされまして、できれば前向きに考えていっていただきたいと思います。

それでは２つ目の質問に行きますが、環境対策の関係になりますが、現在、奥能登クリーン組合という形で我々の家庭のごみ等がこちらへ運ばれて、ＲＤＦという形のものに変えて、固形燃料ですね。それに変えられて、今度、志賀町にある石川北部アール・ディ・エフ組合というところへ運ばれて、そこで焼却処理されているわけですが、これが平成３４年度をもって稼働を終了するということは私どもも聞いておりますが、これに伴い、我が町と隣、珠洲市で運営しております奥能登クリーン組合、このＲＤＦ施設も当然、私どもが聞いているのは３４年、これは３４年度ではありませんで平成３４年末で製造を停止して、それ以降は新しく焼却する施設をつくる方向だということで、計画は聞いております。それも現在地で建設をする予定であるということでありますが、現在地というのは、地元でいうと旧柳田村上町地区の中でも中の又、立ヶ谷内地区となりますし、旧能都町では藤ノ瀬地区というところになるかと思うんですが、ごみ焼却施設というのは俗に言うところの一つの迷惑施設であるかなと思いますが、一度説明会を開いて、ほぼ地元の同意は得ているんだというふうには聞いております。しかし、一度の説明会だけで終わるのか、もう一度新たに地元の方に新設の稼働状況というかそういったものを説明するような機会があるのかどうか。

それと、当然、新設、つくるまでのタイムスケジュールというのがあると思うんですが、このタイムスケジュールもできればお教えいただきたいのと、現在、ＲＤＦを製造して、さらに焼却するということで、かなり処理費がかかるんですが、現在のこの処理費と将来焼却施設をつくった場合のごみの処理費とどのくらい将来的には町民負担が軽くなるのかどうか、そのあたりもわかるようであれば示していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、南議員がおっしゃるとおり、奥能登ク

リーン組合では平成３４年末、新施設の完成を目指しまして、そして平成３５年度当初から新施設の本格稼働に向け、現在計画を進めているところであります。

地元への説明は終わっているが同意はなされているのかというようなご質問でありますが、奥能登クリーン組合では、昨年の８月２１日に、中の又地区、立ヶ谷内、そして同じく８月２５日には藤ノ瀬地区において、関係地区の地元説明会を開催させていただきました。その後、説明会時の会議録の抜粋及び資料を全世帯宛てに配布もさせていただきました。

説明会当日は、地元の議員さんを初め多くの住民の皆様にご出席をいただきました。その中で、新焼却施設から排出されるガスの環境への影響や水質管理についてのご質問があり、回答としましては、新施設の性能や安全面等を説明した際には特段反対のご意見もなかったことから、おおむねご理解いただけたものというふうに認識しております。

また今後におきましては、新焼却施設へのご理解を深めていただくため、平成２９年度には関係地区住民を対象といたしまして先進地視察を計画しておりますし、平成３０年度以降には、平成２９年度から２カ年で生活環境影響調査を実施いたしまして、その結果についての報告会も開催する予定としております。

地元の皆様方には、さらなる合意形成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

タイムスケジュール等につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

環境対策課長　谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

それでは、ご説明申し上げます。

今後の新施設整備に係るタイムスケジュールということですが、平成２９年度には基本計画と地質調査を行い、２年継続となる生活環境影響調査を行います。平成３１年度には敷地造成の実施設計とプラントの発注仕様書作成、平成３２年度から造成工事及び新施設プラント工事と外構工事の発注を行います。平成３４年１２月から試験稼働を行いまして、平成３５年４月には本格稼働に向け計画を進める予定であります。

また、現在の施設と新施設との処理費の比較についてですが、既存施設ではＲＤＦの処理費、運搬費、組合維持管理費の合計で平成２７年度でトン当たり

５万２，８００円となります。新焼却施設完成後では、燃料費、電気料等の維持管理費でトン当たり３万２，０００円となり、この処理費の差額を１年間で算出比較しますと約１億４，０００万円の削減が図られると推計しております。
奥能登クリーン組合への負担額も軽減されるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）
９番　南正晴君。

９番（南正晴）
ありがとうございました。
それでは、まだ先の話であるといいながら、この新設、稼働により町民の負担が安くなるのであれば進めていただきたいと思いますが、十分地元に理解の上、計画を進めていただきたいと思います。
次に３点目ですが、教育委員会関係になるんですが、中学校の部活動の指導者の現状についてですが、当町には中学校が現在４つあります。この４中学というのは、いずれも小規模校の部類ということで、１校当たりの教職員数は決して多いとは言えない状況であります。
そんな中、先生方は勉強を受け持ち、また先生方の内部のいろんな書類の作成や打ち合わせ等で、教職員の数が少ない分、先生方、現状を私も聞いたわけではありませんが日々忙しく働いていると思われますが、そんな中で、この前の教育長の答弁で、能登町４中学校合計で２６の部活があるというふうにおっしゃっていたと思うんですが、当然それらの部活動には指導者、現在は先生方が指導を行っているわけですが、一部の先生方に聞くと、部活動の最初から最後までの指導、１日例えば２時間なら２時間とか、ずっとつきっきりで指導に割く時間というのはないと。正直に言えば、２時間部活動があるなら１時間くらいになるかという形で、つきっきりの指導はなかなか難しいようなことを聞きました。
この前、教育長は、暗くなるまで部活動を行わずに、子供は勉強のほうにということ。その意味はわかるんですが、子供らの中には部活動を楽しみにしている子らもいますので、この前少し聞いたところ、県内幾つかの学校では教職員以外の外部指導者というのを招聘して部活動の指導を行っているという形をとっているのを聞きましたので、我が町としては外部指導者に対してはどのような考えをお持ちなのか。また、できれば参考に、ほかの市や町の状況も教えていただければ幸いかなと思いますし、正直な話、外部指導者というのは引率とかさまざまな問題はあるとは思うんですが、このあたり、町の考え方をお聞

かせ願えればなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）
　教育長　中口憲治君。

教育長（中口憲治）
　南議員のご質問にお答えしたいと思います。
　先ほど言われたとおり、本町の中学校は全て小規模校でありますし、部活動の種類に関しましても、生徒数や教員数も少なく、ある程度制限されているところでもあります。
　現在、中学校の教員は何らかの部活動を担当しております。一つの部活動につき一人の体制が多い現状でありますし、担当している教員は、必ずしもその競技の専門家ではありません。次の日の授業の準備をすることや、そういう時間を含めますと、かなり多忙な状況と考えております。
　質問の部外の指導者のことに関しましては、局長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）
　教育委員会事務局長　中嶋久嘉君。

教育委員会事務局長（中嶋久嘉）
　南議員の能登町内の中学校部活動の現状につきまして、それでは答弁させていただきます。
　能登町内の中学校におきましては、能都中学校では８名、小木中学校では１名の方にお願いし、競技の専門性や指導する時間の確保などを補完するものとして外部の指導者を活用しています。
　どの外部の指導もボランティア、無償で生徒の指導をしていただいていますが、学校が外部の指導者に求める条件として３点考えております。第１に、部活動は課外の活動であるが、学校の教育活動の一部であるため、学校の教育方針に従った指導ができること。第２に、生徒の成長や変化を把握することで適切な指導につながるため、継続して生徒を指導する時間がとれること。第３に、専門性に基づいた科学的で合理的な指導をするため、指導する競技に対しましては経験が豊富で理解が深いこと。以上を踏まえ、学校長が認めた場合、学校から申請があった外部指導者につきましては、一括してスポーツ安全保険加入の申請事務を教育委員会事務局で行っているところです。
　また、他市町の状況ですが、１９市町のうち奥能登の３市町を含め１０市町

につきましては、当町と同様に各学校に対応を任せています。中能登町やかほく市などの９市町では、金額の差はありますが助成しているところです。

教員の部活動における負担軽減を求められている中、部活動の指導を充実していくために、地域の幅広い協力を得ることにより部活動を支える環境づくりを今後も努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

９番　南正晴君。

９番（南正晴）

ありがとうございました。ということは、当町においては、とりあえずは各学校長の判断ということでの理解でよろしいですね。わかりました。

続いて、総務関係ですが、これは議長、申しわけございませんが、議長の所轄であります消防団の関係のことでひとつ質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ことしの正月の出初め式の後に、消防団の方々との懇親会の席で出た話ですが、車の運転免許に関することです。

私自身は昭和５５年、三十数年前に自動車運転免許というのを取得しました。当時はマニュアルといって、皆さん当然ご存じですが、左足でクラッチを踏み左手でギアを変えるという構造の車で、当時の運転免許証ですと、私どもでも普通免許を取得すると８トン車までたしか運転できるというものだったはずです。それが私の子供らが免許を取得するころ、平成に入ったころからオートマチック限定免許というのが出てきまして、そのうちに、たしか平成１９年６月以降になると思うんですが、これ以降に取得された方の普通免許というのは３トン未満の車までしか運転できないというふうに私は認識しておるんですが、近年マニュアルの車が少なくなって、ほとんどオートマチック車ですので、若い方々で免許を取る方というのはオートマ限定の方が結構おいでると思うんですが、こういう形で免許を持っている方、けさも能登町の庁舎へ入ってくるときに消防団員募集という張り紙がございましたが、それで若い消防団員を募集されて、せっかく消防団へ入った。ところが入って、いざ消防ポンプ車を運転しようとしたら免許の関係で運転できないということになるんじゃないかと。

そこから、当然働いている方々ですから、新たにオートマチックからマニュアル限定解除もしくはポンプ車ですから中型車になるんですかね。この免許を取得するためには当然時間と費用がかかってくる。それくらいなら別に消防団に入らなくてもいいわという方もおいでるんじゃないかなと思いますので、若くしてこういった条件で消防団へ入ってこられた方には、いろいろ制約はある

かなと思うんですが、免許の取得費用というのを補助してあげるようなことはできないのか、その点お聞きいたします。

議長（向峠茂人）
町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）
それでは、南議員のご質問に答弁させていただきますが、昨日施行されました改正道路交通法では、普通免許では車両総重量３．５トン未満の車両しか運転できないということであります。

消防団の消防ポンプ車を運転できる免許につきましては、普通免許に加えまして車両総重量７．５トン未満の準中型免許の取得が必要となっています。現在、消防１６分団の車両につきましては、１６台全て４トンから５トンを超えるクラスであるということで、普通免許しか持っていない団員や新団員は新たに準中型免許の取得が必要となってきます。

新社会人の中で、仕事上の関係等で必要な場合は準中型免許以上の免許取得というのは考えられますが、一般的には普通免許取得が多いというふうに考えております。加えて、議員おっしゃるように最近ではオートマチック限定の免許取得者が多く、１６分団の消防ポンプ車ではオートマチック車は１台もないということでもあります。

今さら申すまでもないことでありますが、消防団というのは、地域における消防、防災のリーダーとして平常時、非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担ってくれております。現在２８８名の団員が在籍していますが、団員の年齢層も上がってきており、若い人材も必要となってきております。

そうした中におきまして、高い志を持った若い消防団員が普通免許あるいはオートマチック限定しか持っていない場合においては、準中型免許取得時の費用を補助するということは新規の消防団員を募集する上でも大変有意義なことだと考えております。消防団との意見交換や他消防団の情報収集も含めまして前向きに検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）
９番　南正晴君。

９番（南正晴）

では町長、ただいまのご答弁のとおり、ぜひ若くして入団してくる団員の方々には前向きに取り組んでいただきたいと思います。

そのためには、町長、この３月の選挙を乗り切って、また６月に帰ってきていただかなければなりませんので、ぜひその辺、手抜かりなくお願いいたします。

それと、この３月をもって退任されるご答弁いただいた中嶋課長、それから朝川課長、谷内課長には、長い在職お疲れさまでございましたが、まだ１９日間、日数がありますので、最後まで町民のために勤め上げていただきたいと思います。

以上をもって質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

答弁漏れはありませんか。

以上で、９番、南正晴君の一般質問を終わります。

それでは次に、１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

今回、通告は２点について通告させていただきました。

まず１点目についてでございますけれども、１点目は、通告した際にお渡ししておきました政策提言についての見解を問うということでございます。県立能登高校の水産課程の教育の充実を求めるということでございます。

これについては、昨年の９月の定例会議におきまして、この提言をまとめた際にはぜひまた町長とも関係各方面へ要望、働きかけをお願いしたい、このようにして要望しておきました。まず提言を読ませていただきます。

のと里海の未来へ。その持続可能性を求めて、副題としまして、能登高校の水産教育課程の充実を切望すると。

海がある限り、漁業の仕事がなくなることはない！これが、お会いした漁業者の想いであった。

漁業者から「１０年先の漁業のことが心配だ。若い人を育てていないから」「人を育てるはずの能登高校を見てみろ。水産コースなんか、いつ廃止になるかわからん。」という話を聞いて、本当に漁業（水産）につながる道はないのか、能登に漁業としての就業の場所はないのか、これが今回の始まりでありました。

副題として掲げた水産高校の教育課程の現状では、能登の未来の水産業界を描けない、そう考え、高校卒業の若者を受け入れる就業場所として、定置網漁

業の状況を確認しました。能登町の５カ統はもちろん、七尾市３カ統から珠洲市１カ統を回り輪島市３カ統、門前までの定置漁業経営者の発言が冒頭の言葉でありました。

今後の定置網漁業の将来見込みについて、漁の見込みは、前述のとおりであったが、人の、特に次につながる若者の入植がない、これが一様に課題となっておりました。平均年齢は、若いところで３８歳、次いで４５、４６歳、能登町の経営体においては６０代でありました。

それでも希望は、高校卒業後に、また２０代前半の若者も近年、入植する傾向も見受けられ、地元に残りたいとの意志の受け皿（就業場所）の一つになっていることは間違いないと考えるものであります。

一方、従業員は、地元より広域にわたって仕事についている状況である。現に能登高校の漁業就業の卒業生も加賀や金沢方面から高校の寮生活として来町している。漁業の魅力を発信し、広域に能登高校をアピールする必要もあると思われる。

表題に「のと里海」と書きましたが、石川県の水産も昭和５０年代から６０年代の遠洋漁業が盛漁期であったときから、近年、イメージする里海は、沿岸漁業に重点が移ってきていると考えられます。観光客もその沿岸の魚を食しに、石川へ、能登へと足を運んでいると思います。その沿岸漁業も経営においては、漁船漁業より定置網漁業の継続性、安定性は、その将来性も含め、さきの漁業経営者の確信につながっているのだと考えます。

どこの社会も組織も、若者を育てられないところに未来はない。いずれの定置網の経営者も若者を入植させることに真剣でありました。決して、給料がよくないわけではない。多いところは年収６００万円のところもある。七尾のある経営体は、希望が多く、入植待ち状態のため、募集はしていないとのことでもありました。それでもあと６年ぐらいで、次の人の流れが途絶えると心配しておられました。人の見通しについては、処遇の改善で対応し、育成していかざるを得ないと言っておりました。

近年、能登高校も諸先生方の努力もあり、毎年のように、二、三人が漁業に、さらに大型船の免許取得に上級学校へという流れができてきているようであります。入学者の出身を見ても県内各地からの進学もあり、水産教育の特異性にも応えていることは間違いないと思います。しかしながら、上述した漁業関係への就業は、何といっても水産コースの１０人程度のパイからの選択であります。

社会のために教育があるのではなく、教育のためにこそ社会はある。今、私たちの社会は、子供たちの育成にどのような態勢であるのかを考えるべきであると思います。

そして、能登の郷土に誇りを持って、未来を支えゆく若者のための教育を、その若者を受け入れる社会を構築することこそ、今を生きる我々のなすべきことではないでしょうか。

さきに述べたとおり、七尾市からの奥能登地域において、雇用の場として、確かに応える就業場所があり、地域の特性としての里海のさらなる真価とその持続性を思うとき、いま一度、能登高校の水産教育の特色を生かすことこそ肝要と考えるものであります。

しかしながら、能登高校の現況は、既に水産の専門職の先生は在籍せず、定年を終えた臨時や嘱託の先生に依存している状態であります。漁業本流の専門教育がどこまでなされているのか、甚だ疑問なところであります。

かつては、能登町遠洋漁業の大型船の免状も取得可能な態勢もあったはずであります。今は、それさえもさきに述べたとおり他県の上級学校に譲っている状態であります。

今回、定置漁業の経営者を訪問して、あるところでは、外国人技能実習生を雇用しながらの運営でありました。また、ある経営者は、金沢から来た従業員を大事に育て、今、結婚して市内に住んでいることをうれしげに話されておりました。次につなげる若い従業員をどのように確保するか、本当に真剣であるし、苦労されておられます。

確かに、おかの労働環境とは違い、ブラック企業と指摘されるところもあるかもしれません。しかし、おかのそれも長年にわたるさまざまな試行を重ねてきたものであるし、漁業もまた、必ず、時代に即応した労働環境をつくっていくであろうと考えるものであります。

ともあれ、今、苦しんでいる目の前の漁業者をいかに悩みから解放することができるか、そして持続を可能とするために何ができるかが政治の課題であると思います。今回訪問したいずれの経営者も、一様に若者を求め、期待し、そこに希望を見出したいとの強い願望を持ち、能登高校の今後の希望するところに大いに賛同をいただいたと確信をしております。

重ねて訴えるものでありますが、今、漁業の志を持った子供を育てることは、能登の未来をつくることに必ずつながる。若者を育て、未来を託さなければならない。その「一人を育てる」。能登高校の専門教員の採用から始め、水産教育課程の充実こそが「のとの里海」を守り輝きを発する光源となることを確信して、提言とするものであります。

能登町議会まち・ひと・しごと創生特別委員会として、皆様にご賛同いただきました。

この今ほど提言しましたことについての町長の見解をお聞きしたいと思いますし、また、能登高校の立地の自治体の首長として、どのようにして将来のビ

ジョンを能登高校にかけていかれるのか、そういったことをご答弁願いたいと思います。

なお、９月の定例会におきましては、町長は下からの盛り上がりとして漁業者の声もしっかり聞いていきたい、このようなお話がございました。ここに提言に盛り込みましたとおり、奥能登地域においての漁業者の思いは本当にそのとおりだったと、このように確信しております。どうか町長の力強い答弁をお願いしたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきますが、まず、まち・ひと・しごと創生特別委員会からの政策提言を拝見させていただきました。漁業者への聞き取りや問題点のあぶり出し、また高校生の進路から能登高校の水産部門の現状まで、実によく調査されているというふうに感じましたし、最後の部分でありますが、「水産教育課程の充実こそが「のとの里海」を守り、輝きを発する光源となることを確信する」というくだりに関しましても、まさしくそのとおりだというふうに感じました。

能登高校では、地域創造課の地域資源コースで水産、農業を履修することができますが、年々水産部門を選択する生徒が減少してきており、漁業の担い手の育成は依然として厳しいものがあろうかというふうに思っております。

町としましても、高校内での設備やカリキュラム、水産担当教員の新規採用などはもちろん行っていただきたいと考えておりますが、生徒のニーズがなければ石川県教育委員会としても対応はなかなか難しいのではないかというふうにも考えております。

それでは、生徒が水産に興味を持つにはどうすればよいのかといったところなんですが、高校に入学する前の小中学生時分から海に親しんでいなければならないというふうに考えます。これに当てはまりますのが、現在町内の小中学校で行われております海洋教育だと思います。２年前から始まったこの学習は、海の生物の観察やイカの解剖など実習を行ったり、現役の漁師の方に先生になってもらい、漁師になった動機や、あるいは漁の仕方などを教えてもらうといった授業も行っております。海を余り知らない子が高校に入っていきなり水産を選択することということは少ないというふうに思います。海を身近に感じ、そして海に興味を持ち、海について学びたいという子が水産の授業を選択することにつながるというふうにも考えます。

漁業従事者の方々におかれましては、この海洋教育を通しまして子供たちへ海のすばらしさ、漁師のすばらしさというものを伝えていっていただきたいというふうに思いますし、また、能登高校の地域資源コースにおきましても目をかけていただいて、官民一体となった後継者の育成についてお力添えいただきたいというふうに考えております。

また、町の水産業に関しましては、議員がおっしゃったとおり漁業就業者不足が喫緊の問題だと認識しております。漁業就業者不足の解消には、いかにして漁業の魅力を若者たちに伝えるかということが重要であり、能登町でも、若い漁師さんたちの紹介を通して漁業の魅力を伝えるためのＤＶＤを作成しましてＰＲを行っているところでもあります。また県のほうでも、漁業体験を行います「わかしお塾」を運営するとともに、国の事業を活用した長期研修を行うなど漁業就業者不足の解消に対策を実施しているというふうにも伺っております。

能登町には定置網漁業、あるいは沖合イカ釣り漁業、その他多くの漁法を行う漁業経営体があると思います。多くの選択肢があり、漁業に就業したい人にとっては魅力的な町ではないかというふうにも考えております。これからも県や漁協、漁業者と協力し、そして漁業就業者不足の解消にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

今ほど町長の答弁をいただきました中で、小中学生の海洋教育とか、それから町でつくられました若手の漁業者のＤＶＤなんかも非常に大事なツールだと思います。しかしながら、今、能登高校が人を集めるということであれば、これは当然、教員の方にもご苦労してもらわなくてはいけない。

私は、七尾からこの奥能登へ入ってきた中に、大きな能登高校の水産業にかかわってくれるような、そういう若い子供らがたくさんいると。このように思いますので、そういう意味では、確かに県のわかしお塾、それから水産振興ビジョンもある。それも確認しました。しかしながら、わかしお塾も１０人程度の人数しか賄えませんし、水産振興ビジョンに至っては流通のほうに傾いております。そういう意味では、人を育てるという意味ではまだまだ目が向いていない。これが現実ではないかなと思うんです。

そういう意味では、今回、議会としてこういう形で一緒になって行動しよう

ということを決めていただきましたので、どうか県関係の関連機関に要望に行くときには、どうか町長も一緒になって足並みそろえて要望に加わっていただきたい。このようにして思いますので、最後にもう一回、答弁をお願いします。

議長（向峠茂人）
町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）
石川県内でも特異な水産コースでありますので、しっかりと能登高校を守るためにも、皆さんとご一緒に要望活動、あるいは提言活動をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（向峠茂人）
１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）
ありがとうございます。それでは、石川県の水産業に一石を投じる確かな前進をしていきたい、このように決意しておりますので、またよろしくお願いいたします。
それでは、２点目の通告事項に入ります。
２点目は、題としまして、スタッフプライドをより高く持てということでございます。
このスタッフプライドというのは、東京都の墨田区の条例の中にある言葉だそうでございます。この意味は、自治体職員の自覚と責任感をあわせ持つ自負心、このようにして定義づけられております。この自負心を向上させていく役場の職場環境をつくっていただきたい。これが私の２点目の質問でございます。
なぜこんなわかり切ったことを改めて言わなくてはいけないのかということでございますけれども、職員の苦情がよく入ってきます。この苦情に対して、いつも思うのは、残念やな、こんなふうに思います。そういう人らというのはほんの一部のはずやと。もっともっと一生懸命、またまじめにしっかりやっている職員がたくさんおる。その中で本当に残念な話やなと、このようにして思います。一生懸命やっている人に申しわけない、こんなふうに思います。
だけども、悪貨は良貨を駆逐するという言葉があります。本当に一部の人に悪いことがあったとしても、それがだんだんそんなものかという話になってくるのが逆に怖い、こんなようにも思います。
最近、社会的立場にある人の不祥事がよく報道されております。医者とか、

医者の卵のインターンの人が報道ありました。準強姦行為とか、それから麻酔の医者が手術中に自分に麻酔を打っておったという、何を考えているのかわからんみたいな話。それから、奈良でしたか京都でしたか、医大の学長が暴力団関係者と飲食している。何も思わないでやっているという常識で考えられないようなことが本当に起きている。本当に情けない話だなと思います。

突然の話ですけれども、町長、こういう話はどういうふうにして思われていますか。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それは個々の問題だと思いますが、やはり人間としてなすべきことをなしてないからそういう事件あるいは行動に出るのかなというふうに考えますので、反面教師として私も気をつけたいというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

なすべきことをなしてない、手を抜いていたことがどこかに帳尻を合わせるためにそんなふうになってくるという。今の町長の答弁も、そうやなというふうにして思います。

私は、これについては、おごりとか慢心というものから来ているんじゃないかなというふうに思います。わずかこれだけぐらいだからいいのではないかなと。ちょっと気になるけれども、この程度なら許されるんじゃないかなと。ましてや自分はそれなりにほかの人と違う選良された人間だと思うようなおごり、思い上がりとか、そういったところからこんなところに来ているんじゃないかなというふうにして思います。ふだんの小さいことが積み重なって、そういう大きな事件になっていく。

交通事故も、１件の大きな事故が起きるときに、その裏には何十件という冷やっとしたこととか、はっとしたことが何十件もあると。こんなふうにして言われております。細かいときにしっかり対応するということが大事でないかなと思います。

役場の組織も同じだと思います。公務員というのは、私は公僕だと思うんですね。公僕というのは公に仕える立場です。公に仕える立場というのは、サー

ビス業じゃないかなと私は思います。サービス業というのは、要するに役場へ来庁してこられた人をどう満足して帰すかということが勝負だと、こう思います。１００％満足させて帰す。これが役場の職員の大事な使命だと思うんです。これを１０％とか２０％で帰すから後で苦情が来るんですよ。そこら辺は本当に緊張感を持って対応していただきたいと思います。

組織の規律を求めるのに対しては、どこでも賞罰の規程があります。本町の賞罰規程、罰則についてですけれども、これについてどうなっているか確認をしておきたいと思います。また、この規程によって罰則で処分された、そういうことがありますでしょうか。また聞いた話によりますと、苦情によって職場を異動されたという話も聞きました。これが本当なら、それはそういう規程に基づいて処罰されて異動しているんですか。ちょっとお答えをお願いします。

議長（向峠茂人）

総務課長　赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

それでは、田端議員さんのまず分限処分と懲戒処分についてご説明いたします。

分限処分とは、一般職の公務員で勤務実績がよくない場合や、それから心身の故障などのため職務遂行に支障があり、また、これに耐えがたい場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としまして、その職員の意に反して行われる処分で、疾病による休職と免職があります。平成２８年度には心身の故障で休職が８件ありました。

また、懲戒処分でありますけれども、職員に非行行為があったときに、その職員に対する制裁としてなされる処分であります。これについては地方公務員法第２９条に規定されております。近年、懲戒処分の対象となる職員はおりませんけれども、過去においては処分により減給処分した職員もおります。

また、先ほどの適格性がなくて異動があったということでありますけれども、職員もさまざまおりまして、その職の適格性といいますか適応性がない場合に、問題が発生する以前に少し人事異動をして異動させたということが近年ありました。

以上であります。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

ちゃんと懲戒もしながらやっていますということですよね。ただ、異動があったことについては、個人の将来的なこともありますので、しっかり丁寧な処置が必要かなと思います。

ただ大事なことは、人事評価を定期的にしっかりやる。また、客観的な資料もしっかり押さえて、そして適時に適切な処置はしていくということも組織の規律、それから活性化のためには必要でないかなと思いますので、そこら辺も改めてまたよろしくお願いしたいと思います。

いずれにしましても、人事というのは非常に大事だと思います。課長であれば課員のことは監督責任がありますよね。町長であれば、課長クラスの問題が起きた場合は任命権者の責任を問われるということになると私は考えますが、どうですか、町長お願いします。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

町長の責任ということなんですが、課長のみならず職員全部の責任は町長にあるというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

ありがとうございます。その緊張感を持って全職員団結してしっかりまちづくりに励んでいただきたい、このように思います。

今、全国の自治体は生き残りをかけてさまざまな取り組みをしております。交流人口の増加、定住人口の獲得に本町もしておりますけれども、また企業誘致などいわゆるシティプロモーション、町の売り込み、認知度を上げるということがシティプロモーションが目指す政策目標として掲げて取り組んでおります。この本当のところは、私は、シティプロモーションの政策目標を達成するためには、何より大事なのは職員をどう磨き上げていくかということだと私は思っております。スタッフプライドを磨き上げて、住民のかゆいところまで手を差し伸べる、そんな対応が必ずできるはずだと。それがシティプロモーションの政策目標を達成する大きな原動力になっていく。これは職員がつくっていくことだと、このようにして私は思っております。

そういう意思と心がないと、なかなかそういうことは続けていかれません。その心とは何か、原点とするところは何か。それは、住民の福祉の増進が私たちの行動の軸にあるんだということが大事だと思います。

監督時代、名将と言われた野村克也監督のエピソードが一つ通じるものがあると思いますので紹介をしたいと思います。

入団当初の実力差は紙一重だ。何によって差が出るか。監督は、それを感性だと言う。感じる力がすぐれている選手は、相手の動き、試合の流れなどわずかな変化でも気づき対応する。修正能力にたけ、同じ失敗を繰り返さない。だから伸びるんだ。この感性、一人一人どんな感性を持っているのか。これをはかるのに実は監督が最も重視したのは、親を大事にしているかどうかだった。恩人への感謝、それこそが感じる心の根っこである。このような話をされております。

大事な心を育てながら町政に取り組んでいただきたいと思います。

本町は今後、胸突き八丁の大事な場面に向かっていきます。いわゆる庁舎等の建設が控えております。今、定住、移住の人に期待をかけて、本町もそういう活動をしてもらっているわけですが、先ほども言ったとおり一人一人の職員の能力を生かし切っていく、そのところにこそ大きなイノベーションにつながっていくところがあると、このように思います。立派な庁舎ができても働く職員がもしだめなら、仏つくって魂入れずにならないとも限りません。どうか石川県一の職員と言われるようなスタッフプライドにブラッシュアップをしていっていただきたい、このようにして望むものであります。

最後に提案ですけれども、町民が審査員となるような職員の接遇コンテストを実施して競ってみる。接遇のアップですね。そういうことも検討してみたらどうかと思います。町の認知度を上げるという意味では、先ほどお話ししたシティプロモーションの目標にもかなっているのではないかと、このように考えます。

町長の私が今お話ししてきましたスタッフプライドの見解、そして最後に接遇コンテストについてどのような考えをお持ちか、お答え願いたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、私自身も常々言っているのは、役場というのは能登町の中でも最大のサービス機関というふうに言ってきております。

そんな意味で、本町の人材育成につきましては、能登町人材育成基本方針に基づきまして、自己啓発、職場研修、また職場外研修の推進等、職員の主体的な自己開発に重点を置いて取り組んでいるところであります。そういった意味では、議員ご指摘の職場環境をつくっているというふうにも認識しております。また、職員の資質や個性を生かせる人事配置を行いまして、職員の能力を最大限発揮させることを人事管理の目的と位置づけまして、人事評価制度における面談の実施や昇任考査なども行ってきております。

そして、この育成方針では、地方自治体を取り巻く環境の変化、あるいは職員数の減少に対応するために、職員一人一人の能力、意欲、可能性を十分に引き出し、組織力を高めることが大事で、そういった人材育成に取り組んでいるところでもあります。

接遇面においては、過去に職員を対象とした接遇コンテストというのは実施したことはありません。ただ民間企業では実施している事例がたくさんありますが、自治体で実施している団体というのは少ないようでもあります。しかしながら、職員研修としましては、接遇、電話応対研修を以前から実施しておりますし、石川県市町村職員研修所が主催しております初任者研修でも接遇研修を実施しているところでもあります。今後も接遇研修を通じまして職員の資質の向上に努めていきたいというふうに考えております。

コンテストに関しましては、今後の検討課題ということで、検討させていただければなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

１番　田端雄市君。

１番（田端雄市）

さまざまな研修とか、これからも、今までもやってきたということでございますので、しっかりそういう意味では、すばらしいと褒めたたえていく、そういう機会もぜひ持っていただいて、さらに職員のブラッシュアップに努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（向峠茂人）

以上で、１番　田端雄市君の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（向峠茂人）

ここでしばらく休憩いたします。再開を議場の時計で１１時２０分からとします。（午前１１時１０分）

再　　開

議長（向峠茂人）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。（午前１１時２０分再開）

それでは次に、６番　酒元法子君。

６番（酒元法子）

それでは、２点について通告してございますので入らせていただきます。

まず初めに、災害時における情報収集手段でありますラジオ波の難聴地域解消についてであります。

先日、３月１１日に６年を経過いたしました東日本大震災以降、平成２８年４月１４日の熊本地震や台風１６号による宮城、鹿児島両県の、あのように全国各地で激甚災害に指定されている災害が発生しております。国、県、市町村では、災害対策基本法に基づき中央防災会議、地方防災会議の設置や防災計画の作成が義務づけられています。

当町においても、大規模な災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産の各保護を目的に能登町地域防災計画がされております。この計画は、一般災害対策や地震対策、津波対策と資料編の４編から成るもので、各対策編では、総則に始まり災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画など４から６章の構成となっています。各対策編の第２章は、同様な文面になっておりまして、そこの第２節、町民及び事業者等のとるべき措置の中に、常に災害時に備えておくべきものとしてラジオ、懐中電灯等の防災用品、また災害情報の収集としてラジオやテレビの活用を明記してあります。

ここで一つ確認しておきたいのですが、ラジオ波ではＮＨＫや北陸放送、エフエム石川などがありますが、当能登町内全てでそのラジオ放送が聞けると担当課は確認しておられますのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（向峠茂人）

総務課長　赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

酒元議員さんの能登町内全域においてラジオの受信状況は、どのような状況

か確認しているかということでありますけれども、当町においてのラジオ受信環境をＡＭラジオということで前提にご説明させていただきますと、山間部やトンネル内、屋内等で聞きにくい場所はあっても、全く受信できない場所は余りないのかなと思います。しかしながら、全地域において受信状況を確認しているかということでありますと、確認していないのが現状でありますので、今後そのような状況が見受けられるのかないのか、また確認したいというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

６番　酒元法子君。

６番（酒元法子）

この件は、五、六年前に椿原議員さんがお尋ねになったことがございます。そのときもこのような答弁でなかったかと思います。もしも災害が起きたとき、命がけで隣近所の人たちと避難しなければならない。災害情報を集めて次の行動に移ろうとしたとき、地形等の違いで災害情報が聞けなければ、被災した町民の方々の心情は思うばかりであります。確かに情報の収集についてはテレビや携帯電話等もありますが、テレビは全地域が有線化され、被災時の架線が大丈夫という保障もありません。避難所も被災しているかもわかりません。

また、携帯電話は通話制限等で通話の確保も難しいのではないかと思います。

私は、災害時における情報収集にはラジオが一番適していると思っておりますが、そのラジオが場所によっては受信できないとなりますと、災害情報ではとても避難となる可能性が非常に高いと思います。これは能登町の問題だけではなくて、同じような地形をしている奥能登２市２町も同じ状況ではないかと思います。

そこで、２市２町共同で、または奥能登広域圏事務組合として、奥能登のラジオ難聴地域の解消に向けた取り組みを事業者や国、県に提案しなければならないのではないかと思いまして、再度お尋ねしているわけでございますが、町長、何かいい方法はないでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の酒元議員のご質問でありますが、やはり大災害が発生したときには、そういった迅速な情報入手において、ラジオというのは大変重要な手段となって

きているということであります。ある調査によりますと、地震発生直後にまず最初に情報を得たメディアがラジオだったという人が７１．６％いらっしゃいました。その後、発生１週間後には９０％もの人がラジオを聞いていたということが明らかになっております。

また、被災者が知りたい情報につきましては、地震発生直後は震源地や、あるいは地震の規模、余震の可能性など、いわゆる自分の命を守るための情報や身内の安否などが中心的であったということでありますが、発生１週間後には余震の可能性が増加し、加えて電気、水道、道路等のライフラインの状況や行政の対応など日常生活に必要な情報に変わってきたということでもあります。

そういった中で、例えば能登町の場合に、避難所におきましてラジオが聞き取りにくい場所があった場合には、ＮＨＫ金沢放送局に確認しましたところ、大規模災害時の長期的な避難所については、ラジオやテレビを受信できる外づけのアンテナの設置や機材配備を行ってくれるとのことでありました。

町としましては、能登町管内に屋内外を含めますと１１８カ所の避難所がありますので、まずはラジオの受信状況を確認して、そのデータをもとにＮＨＫ金沢さんと相談しながら、可能な限りクリアなラジオ受信ができる環境づくりを行っていきたいというふうに考えております。

平常時から町民の皆さんに対しましても、ラジオの有効性とか、あるいは適切な利用方法を十分に理解してもらうことが大事かなと思いますので、ラジオが十分生かされるような広報も今後も行っていきたいと思っています。

当然、議員おっしゃるように２市２町で取り組むべきことかもしれませんので、その辺も含めて今後検討させていただければなというふうに思います。

議長（向峠茂人）

６番　酒元法子君。

６番（酒元法子）

町長のお考えをお聞きしまして、少しは安心しているわけでありますが、１１８カ所の避難所、全てラジオが聞けるかどうかをやはりお調べになったほうがいいかと思います。

私もこの件を申し出てきましてから、ずっとラジオを聞いてきたわけですが、車が悪いせいで聞こえないのかなと最初は思っておりました。しかしながら、新しい車もやはり聞こえないところが非常に多いんです。町長も一度試していただきたいと思います。山間部は特にそうなんです。

避難するときには、場所を選んでできないんです。山の中が一番多いかと思いますので、どうかその点も含めて、何とぞお願い申し上げます。

では、次の質問に入らせていただきます。

これもまた再度、最初は担当課へ出向いてお話ししたほうがいいかという思いで以前に伺ってお話をさせていただきましたが、一向に形が見えませんものですから、この場を利用させていただきましてこういう形となりましたので、よろしくお願いいたします。

２点目の問題は、観光客向け看板設置についてであります。

遠方から観光に来られた方々が七見のなごみを利用されまして、次の観光地へ行かれるとき、国道へ合流するときに困ったと。宇出津、珠洲方面へ行くのを左右間違われたということであります。確かによく利用される方や居住している場合はそんなことはないと思いますが、初めて利用される方は、一度公園の駐車場を通って少し奥のなごみを利用した後、国道に出るときに勘違いされ、また特に薄暗い夕方などは、なおさら迷うのではないかと思います。

これは、なごみだけの問題ではないと思います。宇出津の羽根万象美術館やラブロ恋路などカーブや坂道の頂上で合流するような施設では、初めて訪れた方々にとってはとても緊張されるものではないかと思います。

施設を出てすぐに道路標識や町の観光看板等があれば問題ないと思うのですが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、酒元議員のご質問の観光客向けの案内標識ということでありますが、本町におきましては、観光施設までの誘導、あるいは施設での案内情報板というのは約８０基設置されております。そして本町では、のと里山海道の無料化や北陸新幹線金沢開業に合わせまして、観光客の誘導を積極的に推進するため、平成２６年度から２カ年をかけまして意匠を統一した観光案内標識を整備いたしました。その大半は、観光地や観光施設等の目的地までへの誘導を支援する案内標識であります。

しかしながら、ご質問のような観光施設などを利用した後の帰路や施設から次の目的地に向かう最初の道路分岐点での案内標識については設置されているものが少なく、そこに至るまでの案内は決して十分とは言えないというふうに思います。今後は、観光施設からの直近の道路分岐点に両方向の地先を示す標識の設置を検討いたしまして、観光客や利用客のさらなる利便性の向上を図りたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

議長（向峠茂人）

６番　酒元法子君。

６番（酒元法子）

確かにすばらしい看板がたくさんあることは確認しております。しかしながら、日本中または世界中からお客を呼ぼうとしておられるのも事実であります。来てほしい、来てほしいと言って、帰りは勝手に帰れやという、そういう思いを持たせては絶対ならないと思います。あってはならないと思う。先ほども田端議員が上手にお話をされておりました。あのごとくだと思います。やはりこうした利用される方々のことも十分考えられて、この町を後にしていただいて、そしてそれが町の評価を高めることにつながると思います。

小さなことでも心がけ次第では大変いいイメージを与えられる。町長、能登町のトップセールスとして、温かな心をどうか形にしてあらわしていただきたいと思います。

先ほどのラジオの件でもそうでございますが、やはり見えない部分をつかむのも難しいし、心をあらわす形も難しいと思います。しかしながら、能登町を売り込むための手段として一番大事なことはこれでないかと思います。楽しい思い出を持って、またのお越しをお待ちしておりますとか、お気をつけてお帰りくださいとか、よくいらっしゃいましたとか、その目線でいいんです。立派な看板は私、要らないと思います。走ってくる車の運転席の目線で感じ取れる思いやりも大変大切だと。

私、実感しておりますことは、桜峠から三郷へ向かうお客様が大変間違われたということでありまして、再三看板をお願いしてきましたところ、立派な看板ばかりを思っていたという話でした。しかしながら今申し上げましたように、車の目線でいいですから何とかお願いしますといって、三郷は左、右は、そういうふうに書いていただきましたこと。あれでいいんです。できれば職員の皆様の中で大変絵の上手な方がおられたら奥能登の地図を簡単に描いて、現在地、珠洲は何キロ、輪島は何キロ。

私たち、先ほどからもお話ございましたが、能登町のことだけ考えているのではだめだと思います。やはり奥能登へ入ってくださった方が能登町を通って珠洲へ行って、輪島へ行って、よき思い出を胸に、また能登町のあのすばらしい町長さんのおるところへ行ってこまいかねというような対策もだんだん必要であり、お客が一人でもふえるように願って、そのためには私たちも一生懸命協力をさせていただきたいと思います。

能登町のために、どうか町長、いま一度、両方の件について、かたい思いを

お聞かせいただけませんか。

議長（向峠茂人）
　町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）
　ラジオに関しましても標識に関しましても、先ほど答弁したとおりですので、しっかりやらせていただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）
　６番　酒元法子君。

６番（酒元法子）
　それでは町長、万民のために、トップセールスとして心を見せてくださるということでありますので、私も安心して、きょうの質問を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。
　ありがとうございました。

議長（向峠茂人）
　以上で、６番　酒元法子君の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（向峠茂人）
　しばらく休憩します。再開は午後１時からとします。（午前１１時４２分）

再　　開

議長（向峠茂人）
　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後１時００分再開）
　一般質問を始めます。
　４番　市濱等君。

４番（市濱等）
　議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきたいと思います。
　私は、能登町借上住宅の疑問点についてということで質問をさせていただき

ます。
　質問事項の欄が少しはみ出すところもあるかもわかりませんので、またそこをひとつお許しをいただきたいというふうに思います。
　私のところへ何人かの支持者の方がこれまでの私の町議会議員としての活動についてご注意とご指摘がございました。その中で最も厳しく問われたのは、現在建築中の能登町借上住宅についてでありました。それは、全国過疎自治体でほとんど例を見ないというか、唯一、島根県美郷町で例を見る前代未聞の借上町営住宅が建設されているが、町民として全く理解できない。何点かの疑問があるので、議場において質問していただき、町民の皆さんとともに確認して理解させていただきたいという要望でございました。
　議決した議会としての責任も当然ございますが、私自身、指摘いただいた部分に同感し、共有した疑問点について質問させていただきますので、聞いておられる住民の皆様方が納得されるよう、わかりやすい答弁をお願いいたします。
　まず最初に、この借上町営住宅事業は、土地所有者や建築会社、またアパート経営者のためではなく、能登町に来られるＵＩターン者の生活の基盤の確保のための事業だということを確認してほしいということでありますが、町長、いかがですか。

議長（向峠茂人）
　町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）
　それでは、市濱議員のご質問に答えさせていただきますけれども、まず借上町営住宅の趣旨ということでありますが、平成２７年度に策定されました能登町創生総合戦略におきまして、「人と人の交流を深め、賑わいを創出し能登町で暮らす「ひと」の流れをつくる」を政策とする事業の一つとして進めているものであります。ＵＩターン希望者が入居できる住居の確保、そして定住の促進を図るものということでご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（向峠茂人）
　４番　市濱等君。

４番（市濱等）
　町長の２７年度からこういう事業を取り入れたいという気持ちがあったということはわかりました。
　ほかの自治体での借上住宅は、一般の公営住宅の一種として借り上げ、契約

の段階で借上住宅として告示をしている。そういうふうなものだなというふうに私は思っております。しかし、そもそも借上町営住宅は、民間事業者等が建設し保有する住宅を借り上げることにより供給される公営住宅であり、平成８年の公営住宅法の改正において、それまでの公営住宅の供給方式である直接建設方式に加え、住宅難解消に向けて民間住宅のストックを活用した公営住宅の供給方式として導入された制度であります。

この制度の基本的な考え方としては、ここで注意すべきことは、この事業の原点は既存の民間住宅ストックを活用した公営住宅の供給方式であり、住宅難と空き家対策の一環であるということであります。

能登町では、毎月広報に町営住宅の入居者募集をしながら、また、布浦拓にある２棟の８０戸の雇用促進住宅の払い下げを断り、さらに公売公告している町有地を活用することなく、この事業を行うため、平成２１年５月、国土交通省住宅局住宅総合整備課が示した既存民間住宅を活用した借上公営住宅の供給の促進に関するガイドライン（案）により、平成２８年２月５日、能登町借上町営住宅制度要綱を制定し、平成２８年９月１５日、能登町借上町営住宅条例を制定いたしました。

では、順次お尋ねをいたしますが、能登町では町営住宅条例がありながら、あえて借上町営住宅条例を制定した理由は何か。

次に、条例第１条での疑問点は、公営住宅でありながら趣旨として公営住宅法に基づかないとする理由はどのようなことなのか、お伺いいたします。

第２条での疑問は、ＵＩターン者の定義が明確になっていないという指摘であります。いつ能登町に移住された方を指すのか。既に移住されている方は対象になるのか。それは半年前なのか１カ月前なのか。また、１０カ月前に移住された方もＵＩターン者となるのかならないのか。その期間の定めがないということであります。移住期間や認定者など、ＵＩターン者の定義は何か。その他、町長が必要と認める者とは例示的にどのようなものがあるのか。

短期研修者にソフトウエア産業の４次産業、また５次産業を排除し、かつ期間を１カ月とした理由は何か。

以上３点をお聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、現在能登町にあります町営住宅には、公営住宅法に基づいております公営住宅、そして特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいており

ます特定公共賃貸住宅、それから町独自で運営します単独住宅があります。公営住宅は低所得者向け、特定公共賃貸住宅は中所得者向け住宅という位置づけになっております。単独住宅は、町がルールを決めて運営できる住宅ということであります。

借上町営住宅は、公営住宅法に基づかない単独住宅として運営をしていきます。ＵＩターン者向けと条件をつけることや所得制限を設けないとすることによりまして、移住対策に特化した住宅運営ができるものと考えております。

公営住宅や特公賃住宅では、上位法に基づきます、例えば入居目的に制限をかけることができないことや、所得の要件などの制限などによりまして、総合戦略の政策実現が困難になることが考えられます。よって、単独住宅として整備、運用することといたしました。ただし、町が提供する以上、公営住宅と同程度の基準で安全性を考慮した住宅として提供していきたいため、公営住宅法に準じて制定もさせていただいております。

以上を踏まえまして、条例の条項の一つずつに関しましては課長のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

建設課長　小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

市濱議員のご質問は、条例の細部ですので、一つずつご説明いたします。

まず、借上住宅条例を制定した理由は、借上住宅を施行するに当たり、町所有の住宅と民間所有の住宅が存在し、わかりやすく運営するための条例に制定したものでございます。

次に、公営住宅に基づかない理由は、町長が申し上げたとおり、公営住宅法などの上位法の制限などで総合戦略政策の実現が困難になると考えられるためでございます。

次に、ＵＩターン者の定義につきましては、第２条第１項第３号で本町への町外からの移住者で予定者を含むとあります。町外から新たに移住する方をいい、町外に住所を１年以上有していた方を対象として運用していく考えでありますので、よろしくお願いします。

また、市濱議員が申されました町長が必要と認める者の根拠は、各項に掲げていること以外の事例が発生したときに町長の決裁をもって運用するための事項でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、短期研修者、ソフトウエア産業等４次産業、また５次産業を排除し、かつ１カ月を短期とした理由についてでございますが、１次産業は農業、林業、

水産業など、２次産業は製造、建設業など、工業生産加工業、電気、ガス、水道等、３次産業は情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業などによって、議員の言われますソフトウエア産業などの４次産業、５次産業は３次産業に分類されているもので、排除しているものではありません。また、短期は１カ月としたのは、家賃が１カ月単位でありますので、それ以内を短期といたしました。

以上でございます。

議長（向峠茂人）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

１年以内がＵＩターン者というふうなことを決めておられるというふうなことを聞きました。わかりました。

それでは、次に行きたいと思います。

第３条の疑問点として、「置くことができる」とせずに「町に借上住宅を置く」とした理由は何か。地方自治法第２３４条の３の長期継続契約を踏まえての条例なのか、お答えを願いたい。

第４条では、公営住宅でありながらなぜ公募をしないのか、理由は何か、お尋ねでありました。どこの市町村の借上住宅をひもといてみても、公募しないとする首長の独断で入居者を決める条例は見当たりませんでした。もし該当する市町村の条例があれば、あわせてお答えを願います。

議長（向峠茂人）

建設課長　小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

市濱議員のご質問にご説明いたします。

「置くことができる」とせず「置く」とした理由は、借上町営住宅を整備すると決めた以上、曖昧な表現を避けるために必置としました。

次に、なぜ公募しないのかという質問ですが、公募しますと約１カ月以上の手続が日数を要します。移住の相談があったときに、移住希望者にスピーディに対応し、他の市町村に移住希望者が流れないようにするために受け付けとすることといたしました。

以上です。

議長（向峠茂人）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

移住者が逃げていかんようにというふうなことでございました。

それでは次に、５条の疑問点は、入居者の資格の条件であります。

１の(イ)国・県・町関係職員、(ウ)短期研修者の者は定住を求めているとは思えないが、説明できますか。また、２で家賃その他居住に必要な経費の支払いが確実にできる者と資格要件を示しながら、入居に際する所得要件は設定しないとする理由は何か。また、いずれかを満たす者ではなく、該当する者ではないのか。また、租税公課を滞納していない者が要件の一つになっているが、そもそも能登町に住所がない人のための事業なのに、どうして確認できるのか。前住所の納税証明書の送付義務づけを求めるのかなど、一般の町営住宅条例を単に引用しただけで役目すましの条例ではないのか。本当にこの事業を理解しているのか。役場や議会は何を考えているのかとの怒りながらの話も添えての要請でありました。

しっかりと住民の皆さんにわかりやすいお答えをいただきたいと思います。

第６条の疑問点は、入居者については町長の専権、独断事項と読み取れますが、そのように理解してもよろしいですかね、町長。

第７条の疑問点は、保証人の連署を求める際、入居決定者と同程度以上の収入を有する者としているのに、入居に際する所得要件は設定しないとする入居者の所得をどのように確認するのか、お聞かせください。

議長（向峠茂人）

建設課長　小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

市濱議員のご質問をご説明します。

まず、第５条第１項１号の(イ)入居者要件の国・県・町職員ですが、町外から赴任しようにも住宅がなく、近隣市町に住居を求めるケースがあります。そういうニーズにも応えられるものと思います。

(ウ)の短期研修者につきましては、能登町の第１次産業の研修、例えばインターンシップなどが想定されます。そういう方の住居として提供できるかと考えております。

次に、所得要件の件につきましては、入居者の資格審査のための項目でありますので、ご理解をお願いします。

次に、第６条の入居決定者について、町長の専権、独断事項かとの質問ですが、公営住宅法に準じて制定したもので、申し込みを受け付けし、入居者の資格を審査し、町長に決裁をいただき決定することは、事務手続上のことであるので、特に問題はないものと思います。

次に、第７条、入居に際する所得要件は設定しないとする入居者の所得の確認は、所得証明書の提出を求めております。

以上です。

議長（向峠茂人）

建設課長、もう少し答弁はわかりやすい言葉で大きく発言していただきたいと思います。

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

それでは、次は、第８条では、同居者を前提としていることが理解ができないときつく話されておりましたが、同一生計でない同居人は独立して部屋を借りてもらうのが筋で、税金で経営をしている借上町営住宅に入居申請の段階で認めるべきではないでしょう。居候の同居人は認めるのですか。一つの部屋に３人、４人と入居時点で同居が確認された場合、どうなされるのですか、お尋ねをいたします。

条項がいささか飛びますが、第２６条第２項では、第１２条、第１４条、第１７条に係る家賃の減免や徴収の猶予について、町長の権限を特定の職員に指定することができるという耳を疑うような条文があることはどういうことなのか。なぜそのような条文があるのか。町民の皆さんに丁寧に説明をしていただきたい。町長が指定されるのでありますから、その職員に裁量権は任されていますので何でもできる。誰なのか心配するところであります。誰か予定されておられる方がおいでになるのか、聞かせてください。

次に、もっと驚いたのは、第１０条の家賃の決め方であります。家賃月額６万円でありながら５割減免するということで３万円。それも減免の対象は一定の条件を必要としない、できる規定でありますから、無条件に減免でもなる話で、入居者によっては減免に差異があっても何の問題もないことから、こんなところに過ちを犯す落とし穴があるというふうに指摘をしておいでになります。

こうなると、そうは思いたくはないのですが、話は戻って、第１０条の家賃の設定は果たして適切であったのかとの思いが湧いてくるのであります。月３万円の減免というのは年間３６万円になるんですよ。そんな大きな町民税、町に納められますかね。入居者は、私の計算では約５００万ぐらいの年収がない

と年間３６万円の町民税はかからないのではないかと思うんですが、どうですか、税務課長。減免する同額の月３万円の町民税を納める方の月収はどれくらいになりますか。平均的な数字で結構ですので教えていただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

税務課長　干場勝君。

税務課長（干場勝）

税の計算のお話がありましたので、ご説明させていただきます。

税の計算については、個々の状況によって異なることになりますけれども、例えば給与の収入、年収６００万円で単身で基礎控除だけとして所得税を計算すると、大体所得税は３６万円、３５万８，０００円になります。住民税については３９万。４０万近くになります。

以上でございます。

議長（向峠茂人）

建設課長　小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

私のほうのご質問ですので。

居候の同居について、同居の基準は、町営住宅条例に準じて、現に同居し、または同居しようとする親族としております。親族といたしまして、六親等以内血族とその配偶者、または三親等以内姻族として、その配偶者としております。

次に、町長の権限を特定の職員に指定できるとの質問ですが、第２６条第２項のことかと思いますが、その権限は、家賃、敷金の減免等を行うときに収入状況の調査などの請求をする権限ですので、職員が行う事務作業の事項としてご理解をお願いします。

家賃の決定については、近傍の民間アパート２ＬＤＫの家賃を参考に決めております。

また、家賃の違いについては、住宅間取りが違い、建築費の違いによるものです。

また、減免の差異については、町からの助成や住居手当等を受けている方は対象としないものとしております。高額の所得者には免除するのかとの質問かと思いますが、条件が満たされたときに対しては差別せず運用していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

議長（向峠茂人）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

ここは皆さん、しっかり頭に入れておいてください。

人口が１人ふえて、その人の生活費の消費で町に経済的な貢献もあるというふうに当局は思っておいでになると思いますが、問題は、誰がその生活費を出すのかです。教えてください。金額によっては、町は一体全体何をしているのかということですよね、町長。誰がその生活費、給料を払うんですか。答えていただきたいなと思います。

次に、一般的に地方公共団体の公共住宅の家賃設定のあり方は、公営住宅法第１６条で定めておりますが、条文の途中を省略して紹介しますと、公営住宅の毎月の家賃は、立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定めるとなっております。

この条例では、公営住宅の適用はしないことになっていますので、付表第２の５万８，０００円、６万円の家賃は変更しないということで理解してよろしいですね。ほかの町営住宅の入居者とは不公平にならないのか、お聞かせを願います。

議長、答弁できるだけ早くお願いいたします。

議長（向峠茂人）

建設課長　小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

家賃が不公平にならないのかというようなご質問だったかと思います。

その家賃の設定につきましても、町単独住宅でございますので、町のほうで決めさせていただいております。それから、近傍同種家賃等々を参考にするということがありましたので、近傍の民間のアパートの家賃を参考にしているところでございます。

以上です。

議長（向峠茂人）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

公営住宅の入居者は、自分の資力では民間の住宅を借りることができない低所得者を念頭に置く必要があるのではないかなというふうに思うんです。この条例では、入居者の所得要件は設定してないし、これでは高所得者でも入れることになる。そんな人がなぜ家賃の軽減を受けられるのか。また、自力で民間住宅を借りている人やほかの公営住宅に入居している人と公平感にバランスを欠くおそれがないのか。公平の原則に反しており、住宅政策の整合性に欠けているというふうに私は思うんですね。

さらに不可解というのは、意外であったのは、昨年２月に制定された要綱であるとの指摘でございます。もっとも要綱は法令による根拠はなく、町の基本的な内部事情の取り扱いについて定めてものでありますので、法的な拘束力はないのですが、都市圏の自治体ならいざ知らず、限界集落として全国２５番目、石川県ではナンバーワンとして紹介された自治体が、そんな約束を２０年先の町民の皆様にできますかね。

いいですか、皆さん。議会の知らないところで決められる町長の専決でつくられる要綱で、これから先２０年、この住宅を借り続けることを決めているんですよ。ましてやこの要綱、この町の借上住宅は新築しか対象にならないということまで決めているんです。法的な拘束力がない要綱ですが、２０年ですよ。なぜ２０年なのか、それと新築なのか、お聞かせ願いたいと思います。

加えて、この要綱、借上共同施設をここの入居者のために必要であれば認めれば３カ所の借上町営住宅には児童公園や集会所等もつくられるということまで内部で決めているのは、どういう理由なのか。納得いただける説明が必要であります。

よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

建設課長　小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

質問にご説明します。

借り上げ期間を２０年とした理由につきましては、木造住宅の耐用年数が約３０年となっております。また、民間のサブリース期間は１０年から１５年が主流となっております。以上を鑑みて、また事業者の支払い借り上げ料と建築整備費等を考慮して２０年としました。

また、新築とした理由につきましては、町が提供する以上、公営住宅と同程度の設備を提供することが重要と考え、公営住宅等整備基準に基づき事業者に

新築していただくこととしました。ただ、公営住宅等整備基準には児童公園等の共同施設の基準も記載してありますが、何分、住宅が不足しているということが根底にあり、早急に行いたいため、今回の借上町営住宅の整備には適用しておりませんので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

共同施設を借り上げるとは、新しく自治会をつくるのか、公営住宅の条例をそのまま引用しているからこういう条例になるのではないかなと。大変お粗末な条例かなというふうに思います。

法的に拘束力のない要領で決めて、それを紋どころに議会に追認させ、誰の知恵か知らないけれども、仮に一人も入居者が出なくても２０年間借り上げて、家賃が入らなくても町が全額借り上げ料として貸し主に払い続ける仕組みを町長はつくりました。町民の皆様の血税、町民税から建築費が賄える計算式で、その計算は次のとおり容易に計算できますが、このことを踏まえ、冒頭お尋ねしてありますが、改めて、この借上町営住宅事業は、土地所有者や建築会社、またアパート経営者のためではなく、能登町に来られるＵＩターン者の生活の基盤確保のための事業だということを確認いたしますとともに、家賃５割の減免の根拠もお聞かせを願いたいと思います。

なお、先ほど申し上げました法的には拘束力のない計算式についてご説明いたしますが、なぜ２０年とされるのか、その根拠につきましては、１棟につき月額５万８，０００円、掛ける１２カ月、掛ける１２室、掛ける２０年、イコール１億６，７０４万円になります。建築費が捻出されますね。町の財産にも帰属しない投資に家賃という形で皆さんの血税を２０年間払い続けることは、住民の皆さんは決して理解することはないでしょう。納得されることもないと思います。

私たち議会も、条例の改正も見据え、深く反省しなければならないというふうに私は思っております。

誰一人入居しなくても建築費の債務保証をしていることと同じなんです。皆さん、本当に誰が考えたんでしょうね。こんな知恵。家賃収入が全額入れば、そんな不安は一掃するように思いますが、町長の５割の減免で８，３５２万円がまず収入になりません。それに入居率を５割とした場合には４，１７６万円しか収入になりません。いいですか、皆さん。１億６，７０４万円も投資して、２０年後４，１７６万円が町の収入なんです。未収となる１億２，５２８万円

は、町長以下これを決めた全員で負担しろ、こんな厳しいことをおっしゃる。３棟で３億７，６００万円にもなります。

町長、あなたはどのように説明されますか、お伺いをいたします。

議長（向峠茂人）

建設課長　小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

家賃が５割の減免等々の質問がございましたので、私のほうから説明させていただきます。

町の助成制度で、第１次産業Ｕ・Ｉターン支援助成、町内の賃貸住宅等の家賃の助成で、最大３万円で５年間という制度があります。その範囲内として、私たちのほうも制定させていただきました。よって、減免においても５年間としております。

それと、費用についてありましたが、これについても少しだけご説明させていただきます。

この事業は、町が直接建設する方式ではなく、土地所有、取得、設計費、建築費などの多額な初期投資が必要とせず、移住者獲得や定住促進に寄与する事業です。その事業を２０年間の分割払いを行うような事業かと思います。

私たちの試算では、町が３６戸の住宅の建設を試算すると、約５億８，０００万の事業費がかかります。補助金を国からいただくと３分の１として約２億円の補助があります。町の持ち出しは約２億８，０００万です。家賃収入で試算していると、今のところは７割入居、２０年で約２億８，０００万、１年間で１，４００万、事業費に支払う借り上げ料としては２０年で約５億円です。１年間に約２，５００万の借り上げ料として支払います。１年間の持ち出し分は１，１００万。単純に試算しますと１年間１，１００万円で新築のアパートを借り上げる試算になります。直接経費の場合は１年間分割は１，４００万となり、借り上げのほうが有利かと思います。

しかしながら資産は残りませんが、耐用年数が過ぎてくる資産は解体や修繕などの余計な維持経費がかかってくるものと思っておりますので。

以上です。

議長（向峠茂人）

４番　市濱等君。

４番（市濱等）

町としての事業とは到底考えられないなと思うんです。我々全員で負担することが求められております。条例と契約は別問題でもありますから、再度深く議論する必要があると思います。税金の使い道として、利益を目的として業者のかわりに事業として捉える考えが住民には受け入れられないだろうと私は思います。

私もいろいろ勉強させていただきました。能登町が好きで、能登町になりわいを持ちたくて、能登町に就職したくて、能登町に子育てがしたくて、とにかく能登町に住みたいからといって能登町に来ていただける方はどれだけおられるのでしょうか。限界集落からの脱却政策を構築し、ＵＩターン者に来ていただける環境を準備するのが先ではないでしょうか。ＵＩターン者が働きたい場所、生活したい環境、その実現に向けて努力している行政、政治がこの町にあってこそ提案すべき事業であり、そもそもこの事業は大都市に住宅政策なのであって、限界集落の能登町にはやってはならない事業であったのではないでしょうか。

町長はどのようにお考えか、総括してお答えを願います。

時間がないので私の最後お話ししますが、厳しい言い方をすれば、どこの世界に町営住宅がいいからといって３６世帯も移住してくるのか。また、町営住宅を終わりの住みかとして選ばれる方はどれだけおられるのか。こんなことで町の人口がふえるなら、全国の市町村はもうとっくにやっていると私は思うんです。議会として深く反省すべきだとも思います。

改めて申し上げますが、この事業は国土交通省が都市部で不足している公営住宅の解消を図ることを目的に、空室となっている既存民間住宅を借り上げ、公営住宅として供給促進するためのものであり、都市部にとって必要な住宅政策で、空き家対策のためにもなると思うんですが、能登町のように土地所有者、建築会社、またアパート経営者のためと……。

議長（向峠茂人）

市濱議員、時間終了しました。

４番（市濱等）

はい。疑われるような形態運営とならないよう改める必要があると思います。

議決機関としての大きな使命であることを強く認識して、条例改正も含め、議論することを議長に求め、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、４番　市濱等君の一般質問を終わります。
次に、１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

２年余り務めさせていただいた議長職を退任して、久方ぶりにこの質問席に立ち、少々緊張しております。マイクのスイッチも忘れるくらいですから。

なお、本年２月初旬に同僚議員とともに立ち上げた会派、のと創生会に一身上の都合をもちまして退会し現在に至っており、同僚議員諸兄には大変ご迷惑をおかけしておりますが、いわば一人会派のような立ち位置で質問させていただきます。

また、今任期中、平成２７年９月６日に無念の逝去をされた故奥成壮三郎さんには、かねてより悲願として命をかけて訴えてこられた真脇トンネル拡幅整備工事の着工起工式がこの３月４日に挙行されましたこと。そして彼から何度も訴えを受けながら、それに即応した対応ができなかった自分も恥じつ、１１番の議席に謹んで報告いたしておきます。

さて、首長が絶大な権力、影響力を持つ地方自治体は、首長と議会が互いに牽制しながらその役割を果たすという二元代表制をしっかり守って公正な行政執行を確保することを求められております。残念ながらここ近年は、コンセールのと、ドブネ収蔵庫、水産物鮮度保持施設及び加工施設等々の建設工事、そして今ほど市濱議員が質問しました町の借上住宅の件等々、十分な審議、精査、チェック機能を果たせていない自分。この現状にまずみずからを反省し、これより質問をいたします。

まず１番目の質問ですが、今ほど申し上げましたように、人事はもとより行政執行に絶大な権限、影響力を持つ町執行部には、高い倫理観が求められると思います。（仮称）能登町政治倫理条例を制定するお考えがないか、質問いたします。なお、この提案は一人町長のみを指すものではなく、広く職員全体の規範にも及ぶべきものと考えております。

また、新聞報道によれば、県内では白山市、野々市市、そして内灘町、宝達志水町の２市２町が同条例を制定されているそうですし、中能登町では杉本町長が条例化で明確に規範を示すというふうに明言されております。これについてお答え願います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、鍛治谷議員の質問に答弁させていただきますが、能登町議会のほうでは、既に平成２１年６月議会におきまして、能登町議会議員が町民全体の奉仕者として常に政治倫理に徹し、誠実かつ公正に議員活動に取り組み、町民の厳粛な信託に応えることを目的としまして、能登町議会議員政治倫理条例を議員立法で制定されております。その後も、特に契約に関する実際の事例を踏まえ、条例改正などを行い、その実効性が高められてきたところでもあります。

当町においてはありませんが、国政レベルか地方レベルかを問わず、政治と金や政治家のモラルに係る事例はいまだ後を絶ちません。そこで、平成７年に全国の自治体で首長の資産公開条例が制定され、当町では、政治倫理の確立のための能登町長の資産等の公開に関する条例が制定されております。

また、政治家は公職選挙法等で規制され、職員には地方公務員法による規制があります。これらの法律を遵守し、今までどおり町民の代表として、また政治に携わる者として公平、公正に行動してまいりますので、現在のところ政治倫理条例の必要性はないというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

資産のことの条例等も知っていて質問したんですが、議会のほうでは倫理条例をつくったのも、もちろんその前に自治法がございます。自治法の第９２条の２項において、このことについてしっかり触れられています。それでも、それを守られないことが多々あったりするから定めたわけです。

また、町においても、先ほど申しましたように町長一人を指すものではなく、職員のことについてもということですから、地方公務員法の先ほど総務課長も第２９条の懲罰についてお話しされましたが、第３０条の服務の根本基準、それから服務の宣誓も３１条にあるんですが、また、あわせて第３３条において信用失墜行為の禁止、また、第３６条においては政治的行為の制限等々についても、時折職員の方からも不用意な発言を聞いたことがあるから私は町長にこうやって提言しているんですが、これについてどうお考えでしょうか。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど申しましたように、地方公務員法で既に規制されておりますので、能

登町の倫理条例に関しましては必要性はないというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

制定する気がないと。そのかわりしっかり地方公務員法であったり自治法を守るということで受けとめたいと思います。そのように理解してよろしいですね。

それでは次に、２番目の質問をいたします。

少子・高齢化が急速に進み、私たちの能登町において、帰ってきても仕事がない。本当はふるさと能登で家族と暮らし、恩返し、親孝行もしたい。それでも働くところがないから金沢で就職する。東京で暮らす。そんな若者がたくさんいることは容易に想像ができます。

そんな中、２億円近い生涯賃金が見込まれる超優良企業、能登町役場職員に採用されることは、大概の町民の本人及び家族の夢、憧れ、羨望であります。

そこでお尋ねいたします。職員採用委員会の構成、その運営システム、委員会の委員長の権限について、ご提示、説明をお願いしたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、職員採用につきましては、能登町職員採用規程により実施しているところであります。この規程には、採用試験の方法、公表及び職員採用試験委員会の設置等が定められております。

職員採用委員会の構成につきましては、町長が任命、委嘱することになっており、副町長、教育長、総務課長、病院事務局長の４名の委員で構成されております。

運営につきましては、職員の定数の欠員が生じ、補充する場合に採用試験実施の是非について審議をしており、競争試験の方法、試験問題及び実施についての必要な事項を審議しております。

また、委員長は、委員会を招集し会務を総理します。また、職員採用試験委員会では、競争試験または選考を行うため審議し、町長へ提言するということであります。

今後も引き続き公平、公正な採用試験を期することに努め、幅広い観点から

受験者の能力をはかり、町民の期待に応えられる職員を採用するように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）
　１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）
　今ほど町長のお話の中から、委員長がという言葉がありましたが、私はどうも能登町職員採用規程では、委員長の定めについては、事故や欠けた場合の職務代理の人選規定はあるものの、事前に誰が委員長として職責を果たすのか明文化されていないように思います。そのため委員会招集や会務の統括など、その責任が存在していないことになります。このことが職員採用についての不透明感を増していると思います。
　町の職員採用委員会は、試験の結果を関係書類を添えて任命権者である町長に提出するものとされておりますが、委員会が試験結果に基づき採用予定候補者を決定しておりませんね。これは大きな問題だと思うんです。
　当町は人口１５万人以下の自治体なので、人事委員会の設置は求められておりませんが、地方公務員法第１７条の任命の定めを準用することになり、その第２１条の２において、合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載するものとするというふうに定めております。合格点以上を得た者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものと定めております。ここでは、その採用委員会の適正な運営と公平委員会との連携が必要であり、当然、町の監査委員もこれらを熟知して監視していくことは言うまでもありません。
　こういうふうに適正な運営をやっているというふうにしっかり断言できるでしょうか。よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）
　町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）
　適正な運営をやっていると私は思っております。

議長（向峠茂人）
　１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

それでは、おっしゃることを少し認めていこうと思います。ただし、やはり事前に委員長を誰にするのかとか、それから成績順にちゃんと出すというようなことを必ず標準化して、スタンダードにそういう形をやってほしいなというふうに思います。

法律は、決して誰かが得するためにあるものではありません。公平、公正につかさどることを求めています。必要な情報公開は大いに進めるべきであろうと思います。この判断は、私が質問でこれ以上することではなくて、町民の皆さんが判断することだというふうに思っております。

ちなみに、地方公務員法では第８条において人事委員会または公平委員会の権限とか、８条の４項、６項にもその件について書いてございますし、第１５条の２節において「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」というふうに記しております。

なお、先ほど申しましたように、第２１条には、任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法、第２１条の２には、採用候補者名簿または昇任候補者名簿には採用試験または昇任試験において合格点以上の点数を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載することというふうになっていますので、どうか公正な運営をよろしくお願いします。

それでは続きまして、矢継ぎ早に行きます。

３点目の質問に移りたいと思います。

私が属している教育厚生常任委員会の所轄の案件についても、その他の建造物にも関連しますので、一括にて質問したいと思いますので、議長にはこれを許可願いたいと思います。

議長、建造物関連ということで、コンセールのとやドブネ収蔵庫についても触れますことを許可お願いいたします。よろしいでしょうか。

議長（向峠茂人）

手短にお願いします。

１３番（鍛治谷眞一）

ありがとうございます。

それでは、まず平成２９年度の予算書において、コンセールのとの管理費として７７９万３，０００円が計上されております。この金額は昨年度の７３４万７，０００円とほぼ同額の形状です。これは固定費として毎年７００万強の管理費がかかると理解すればよいのか。その他の管理運営上の人件費等はどのように考えられているのか。同様に、ドブネ収蔵庫整備に９６１万５，０００

円が計上されておりますが、この中にはドブネの船大工による修繕作業が含まれているというように聞いたと思っておりますが、この管理運営についても、この２件、人件費及びランニングコストについて明示願いたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、まず最初に、コンセールのとにつきまして答弁させていただきます。

コンセールのとは、宇出津公民館、中央図書館、観光情報ステーション「たびスタ」、発着バス待合所及び公共用トイレなどの施設があります複合施設ということであります。建物の維持管理に要する経費としましては、光熱水費や、法令に基づきます各種点検や、設備を安全に維持するための点検などで７１９万３，０００円、また、コンセールのと全体でのイベント事業に要する経費として６０万円を見込んでおります。合わせて７７９万３，０００円の予算計上であります。これは今後もほぼ固定費的に必要な予算であるというふうに思っております。

このほかに施設長１名の人件費を別途計上しておりますが、複合的な施設であり、管理所管課も複数にまたがるため、今後も施設管理の専任職員は必要であるというふうにも考えております。

次に、ドブネ収蔵庫施設でありますが、これはドブネ３隻と操船具類４１点が能登内浦のドブネとして平成１０年１２月１６日に国指定有形民俗文化財となりました。収蔵庫は、指定物件を収蔵する施設として平成２７年から２８年度にかけて建設し、整備しているところであります。

施設の維持管理費につきましては、年間約２５万円を計上しております。自然換気による空調や太陽光発電を利用するなど、ランニングコストを抑える工夫をしているところであります。

運営方法につきましては、平成２９年度から４年間かけて指定されているドブネ本体と操船具類の修理を計画しており、グランドオープンは４年後となりますが、平成２９年度にドブネ１隻を搬入後に仮オープンを予定しているところでもあります。

指定物件の収蔵のみならず、ドブネを中心とした展示構成として展開し、能登町の基幹産業であります漁業の歴史を学べる場にしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと同時に、隣接しております国指定史跡、国指定重要文化財の真脇遺跡

と一体管理といたしまして、見学を希望される方は、真脇遺跡縄文館に申し出していただき、職員が常駐するのではなく、真脇遺跡縄文館職員が兼務することを想定しておりますが、仮オープンの後によりスムーズな運営形態を構築したいというふうにも考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

コンセールのとのランニングコストに関しても大変わかりいい説明でした。

ただ、ドブネのほうに関しては、太陽光を使ってというのはわかりますが、基本的に人件費を縮小するために真脇遺跡と混在させるというのは大変難しいところがあろうかと思います。それは、学芸員であれば考古学の学芸員と、それから風俗のほうのこのようなドブネのほうの学芸員と、また別個のもので、何か説明があったとか必要なことがあったときに本当に対応できるのか、大変難しいと思っております。

これについては、あわせて、もともとこの管理をしているふれあい公社等も含めて、例えばポーレポーレの職員も板敷き土壙墓、お魚さん土器、取っ手つきランプ、どれについても説明ができるような職員の研修をしっかりすべきじゃないかなというふうに申し添えておきます。

それでは、私はこの質問をしていきますのは、基本的に建造物をふやすことは必ずランニングコストに大きな金のかかる子供を持つのと一緒ですよということを言いたくて聞いているんですが、次に、水産関係のほうに移りたいと思います。

宇出津港水産物鮮度保持施設及び宇出津港水産物加工処理施設、これについても同様の観点からやはり質問したいと思います。

私自身も地方創生、ふるさとの活性化の柱は、まず１次産業の漁業、農業が元気になることが第一であると考えているものですから、これをつくることについては１００％だめですとは言いたくありません。ただ、大変金がかかるだけに非常に心配しております。これについて、たとえ指定管理制度で委託し管理運営するにしても、常に財政上の運営責任は財投効果を第一に町当局にあるものと考えております。

この２つの施設の維持として、例えば冷蔵冷凍施設のスイッチをオンにしたら、そこからサーモスタット機能が働くタイミングもあるかもしれませんが、大変な電気エネルギーを必要とします。このときに、例えばいわゆる電気代と言われることですが、こんなことを基本として、そのランニングコストをどれ

ぐらい見込んでいるのか、その見通しを骨格だけでも明示お願いしたいと思います。

議長（向峠茂人）
町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）
ただいまの質問はランニングコストに関してだけだと思いますので答弁させていただきますけど、宇出津港水産物鮮度保持施設及び宇出津港水産物加工処理施設等々などでありますが、これに関しましては、ランニングコストにつきましては指定管理者が提出した管理運営明細書によりますと、指定管理期間である３年間の平均で鮮度保持施設は年間約２，６００万円、加工処理施設は年間約１，７００万円となっております。
いずれも凍結庫の運用益や水産加工品製造販売等の収入により、指定管理者が負担するということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）
１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）
細かい数字は手元にありますけれども、るる申し上げません。
コンセールのとも５億９,０００万の予算で、たしか竣工時７億３，０００万かかっておりました。ドブネ収蔵庫も、これまで上がってきた数字からするとトータルで２億３，３００万。そして宇出津港水産物の関連施設、これは平成２６年の６次産業化可能性調査から始まって土質調査等々も含めますと１２億６，１４４万。大変大きな金額で、これは今ほど町民の中で大変問題になっている、話題になっている新庁舎の３０億に比べたら、その４２％、４割強の経費がかかったのが鮮度保持施設の関係です。これだけでこんなにかかっております。大変町のこれからを左右する大事な事業だろうと思っています。
一、二年前に、たしか向峠議長の質問に、町長は３年後には黒字転換しますというような言葉も聞いておりますが、それは私は意気込みだというふうに考えていて、本当に黒字転換するには、黒字転換というのは商売人なら突っ込んだ金も含めてどうなるかであって、当該の月や年だけを見て、コストがこれだけ、売り上げはこれだけでした、これは黒字ではありません。必ず突っ込んだ金を取り戻さないと事業は成り立っていきません。
そういうことも含めて、本当に慎重にやっていただきたいと思うが、これに

ついて町長の意思を尋ねたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

水産業、漁業というのは非常に不安定なものだと考えております。漁獲量は日によって大きく変動しますし、また大漁時には需要を超える分を安価に取引されてしまいます。そして鮮度保持施設では、そういった大漁時に鮮度を保ったまま凍結保管することで、不漁時にそれを出荷し魚価の向上を図ることができるというふうに考えております。それによって漁業に携わる人たちの経営安定、水産業の活性化を目指したいというふうに考えております。

また加工処理施設では、宇出津港を中心に水揚げされました水産物を１次加工し、市場ニーズに応じた商品を提供することで、能登の魚のブランド力向上を図りたいというふうに思います。それによって消費者の魚離れ解消、あるいは消費拡大を目指して、何とか軌道に乗るような事業形態にしていっていただければなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

１３番　鍛治谷眞一君。

１３番（鍛治谷眞一）

時間も大分迫ってきました。

まずは倫理のこと、それから採用のことについて聞きましたが、日ごろ職員の皆さんとおつき合いしていて、どうも作業はしているけれども仕事してないなというふうに痛感することがよくあります。どうか公僕としてしっかり仕事をしてほしいと思います。

さて、３月６日、北朝鮮のミサイルが発射されて能登半島北北西約２００キロの海面に落下しました。本当にきょうの朝なんですが、宇出津の中型イカ釣りをなりわいとしている船主の方とたまたま朝７時２０分ごろですか、私が立っていましたら寄ってこられて、「鍛治谷さん、あこは大変なとこねんわね。俺は６月、７月、９月、１０月と４カ月間あこで漁しておった。たまたま今はおらなんだけど、ここはイカの大変大事な漁場なんです。そのほか、俺行かんときはエビもいっぱいとれれんわいね。よう今回、何の被害もなかったというがは不思議なくらいなんです」というふうに訴えを聞きました。

そのとき私こんなふうに思いました。そうか、私は議員として本当に自覚が

足らんなと思いました。本来なら新聞報道による谷本さんの声を聞くまでもなく、イカが主要な産業である能登町において真っ先に声を上げて、たとえ自費でも水産庁に行き、抗議するぐらいのことを議会も町もしてないことをとても恥ずかしいということをこの席をかりて町民の皆さんに謝罪して、質問を終わります。

議長（向峠茂人）
以上で、１３番　鍛治谷眞一君の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（向峠茂人）
しばらく休憩いたします。議場の時計で２時半からとします。（午後２時１４分）

再　　開

議長（向峠茂人）
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後２時２９分再開）
一般質問を行います。
１２番　宮田勝三君。

１２番（宮田勝三）
左耳がちょっと悪いものですから、私の声がどの程度大きかったかわかりません。議長、この程度でよろしかったでしょうか。

議長（向峠茂人）
よろしいです。

１２番（宮田勝三）
開会前に黙禱をささげました。とうとい若者が命を落とす大事件が発生し、全国ニュースにもなる悲惨な事件でありました。亡くなった方のご冥福は当然でありますけれども、ご両親、そしてまた親族、関係者の方には心からご心痛をお察し申し上げたいな。そしてまた、私ども当然、能登町でありますけれども、能登地方を存続するがためにさまざまな角度で支援をしているわけでございます。そんな中においてとうとい命を失ったわけでございますので、今後二

度とこういうことが起きてはならないと思いますし、登下校中を含めてさまざまな観点から行政として何をなしてあげればいいのか、また、さまざまなところ、場所でご検討願って、県立高校ではありますけれども存続に向けて努力していただければな。そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、お願いをしてありました質問についてさせていただきたいと思います。

要旨に掲げてございますとおり、昨年６月に私は介護士支援策を求め、そしてまた、こんな物の言い方をさせていただきました。一般質問を投げかけて四、五日ぐらいの間に、さまざまな観点から協議する時間も必要であろうから、当初議会において再度行政の検討結果を聞くということでお願いを申し上げてありましたが、何をお話ししたのか改めて簡潔にお話をさせていただきます。

介護士不足という点については、当町に限らず県内はもちろん全国的な問題であることは私が言うところでもありませんが、石川県が２７年に石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画なるものを策定されております。その中に調査結果ではありますが、介護事業者の５４．２％の事業者でありますが人材不足を感じていると。そしてまた、その中で後期高齢者の３３．６％の方が要介護となっている。あるいは介護士では７５．７％の方が転職者であるというような調査報告がされております。驚きであります。

ということで、昨年６月定例会議で当町の介護士不足や事業者の方の実態を踏まえて能登町版の介護支援策を求め、３月定例会議においてその検討結果をお聞きするということを申し上げておりました。新年度に向けてどのような検討がなされたのか。また、実施に向けてどのようなことが取り組まれたのか、改めてここにお聞きをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、宮田議員のご質問に答弁させていただきますが、当町の介護士支援策についてでありますが、町独自で行いました調査の結果、当町におきましては人員の不足により基準を満たさない事業所というのはございませんでした。しかしながら、多くの事業所が夜勤のできる職員の不足等を感じておりまして、勤務表を作成するのに苦慮しております。また、現場職員の高齢化といった問題もあり、近い将来には要介護者の減少より早く介護従事者の減少が加速する

ものと考えられます。
　そういった介護士不足の解消に対する具体策を担当課で検討いたしました結果、他の制度とも調和がとれ、また効果的な方策といたしまして、町内事業所に就職した介護従事者に対しまして支援を行う能登町福祉人材再就職給付金事業の要綱を作成し、当初予算に計上させていただきました。
　制度の内容といたしましては、３カ月以上の離職期間があり、公共職業安定所に有効な登録のある町内の介護福祉士等の有資格者が一定の基準を満たした事業所に再就職された場合に１０万円を上限として給付するというものであります。この事業を行うことにより、町に潜在しております介護人材の再就職支援及び介護人材の確保を図ることができるものと期待されますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）
　１２番　宮田勝三君。

１２番（宮田勝三）
　努力の結果が少しばかり見えたのかなと思っておりますが、町長、いつどういったときにお調べになったのか。私は、ここ５日間ぐらいの間ですか、ある事業所にこの件じゃないことでお尋ねしましたところ、こんなことを申しておりました。介護士が欲しいと。さまざまなことで必要であろうかなと。そこで少しばかり事業者の方がぼやきもしておりました。町では、個人的な事業者もあり、やや公的な事業者もある中で、非常に奪いっこがあるというような話でございました。そういうことで、なかなか介護士を求めるのは大変だというような話も聞いてまいりました。
　しかしながら、県の調査の結果どおり転職者が多い。確かに転職者というのは自治体ではどうにもならないと一言で言えばそうなのでありますけれども、これから先、この要因は何なのか、それなりにお考えになることも、私自身も幾つか思い浮かべること、聞いたことがあるんですが、どうかさまざまな観点から調査をされて、町でできる最大限の支援策を構築されんことを期待したい。そしてまた、介護士不足にならないよう最善の努力を継続的に願いたいということを申し上げて、この質問は終わりたいと思います。
　それでは２番目の件でありますけれども、これもまた昨年６月にこういう観点から公平に少し欠けておるんじゃないかな。合併をして１０年以上もたったんだから私の目線、視線から少しばかりここを修正すればどうですかということがありました。
　それは、集会所が町有地に建っておる。また、集会所の駐車場が町有地であ

る。それ以外に、当町の大事なキリコ祭りのキリコを保存する倉庫の立ち位置が町有地であると。そういうことの中で、こういった組織、中身については賃貸の契約はいかがかなと。例えば集会所になれば町の行政の一役を担っている面もあるだろう。そしてまた、私はキリコに関しては、それは能登町一円にキリコ祭りがあって、あばれ祭だけを私は言うわけじゃないですが、当然のことながら町の大イベントに近い、そしてまた経済効果もあるというお祭りでございますので、こういったところも見直ししてあげる必要があるんじゃないかな。金額的にすると、払っている方にすれば微々たるという言葉は失礼かもしれませんが、まずもって私は少し少ないけれども、おやめになられたほうがいいのではないのかなと。

そういうことで申し上げましたが、どのようなこれもまた検討結果をされたのか、お尋ねをさせていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、町内会の集会所につきましては、町内会や地区において地域活動を行うため、その拠点となる重要な施設であるというふうに思っております。現在、集会所は、町所有の町内会等で指定管理を締結している集会所が５０施設、そして地区や町内会が所有している集会所が３１施設あります。この３１施設の中で、町有地に地元が集会所を建築して町と土地の貸付契約を結んでいる集会所は１施設あります。また、指定管理を締結している５０の集会所の中でも１施設あり、合わせて２施設となっております。

昨年６月定例会での答弁では、町として徐々に改善する方向で統一に向けて対処したい旨を申し上げましたが、平成２９年度においては、当該２集会所の貸付料につきまして減免の方向で当該町内会等と協議していく予定としておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

１２番　宮田勝三君。

１２番（宮田勝三）

改善策がなされたのかなと思います。少しばかり思ったことを話しさせていただきますけれども。

旧内浦町の例を挙げると、町内で土地を賃貸結ばれたのか、購入されたのか、

そしてまた建築に当たってもその地域の人たちが出し合って建設されたと聞いておりますので、町長が答弁された中で地区の集会所が公有地というのは、これもたしか内浦だったと思うんですけれども、そういう形で求められた方と今のおっしゃった町内を比較すると、えっと思う地区の方もおいでましょうけれども、これは内浦地区の時代のことでありますので我慢をしていただき、そしてまた当然、内浦町の方々が土地や建物を自分たちの力で求めた方々がこれから大々的な改修や新築に至るような話があったときには町の施策のとおりのやり方でやってあげるのであろうなと思いますので、これから先そういうことで努力をしながら公平、公正な立場で進めていただければな。そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

表題は、宇出津港周辺をより魅力的な空間にするための組織をつくってほしいという質問でございます。

最初に、宇出津地区のまちづくりの整備についてでございますが、これまでに町並み環境整備や宇出津地区都市再生整備で道路のカラー舗装や小公園、あるいは防火水槽の設置など、さらに宇出津新町通り線の街路整備が完成しました。市街地の住環境整備は整いつつあるかと思います。また、のと鉄道旧宇出津駅周辺の再整備によって、宇出津公民館や図書館、観光情報センターやバス待合所などの複合施設コンセールのとができて、さらに消防宇出津分署建設や駅山手線街路整備が進められております。そしてまた、役場庁舎の前では、いやさか広場では、先般ののと寒ぶりまつりの開催、能登を代表するあばれ祭の舞台ともなっており、港町を生かした祭りやさまざまなイベントなどで利用されております。

今まで整備されてきたそれぞれの施設を結ぶ回遊性ができており、新たなにぎわいの創出や集客力が高まってきているかなとは思われます。

一方、港では、年度でいいますと平成２４年度には宇出津港が、２５年度にはたしか小木港がみなとオアシスという名称に登録をされております。港施設の空間や景観を地域の振興のために利活用する場として登録をされたことと思いますけれども、私は、このみなとオアシスという名称が大変すばらしい響きではないのかなと、そんなふうに感じておる一人であります。宇出津港のみなとオアシスという名称が本当の意味で町民や観光客などのオアシスになると切に願っております。

そのためには、宇出津港と宇出津新港周辺一帯がリンクした形で、便利で魅力あふれる港町にならなければならないと感じております。港町を地域交流や観光振興などの活性化に結びつけるためにも、官民一体となった宇出津港まちづくりを推進していく組織をいち早く立ち上げて、現状の課題や方向性を見出

すことが必要だと思われてならないわけであります。町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、宇出津地区の市街地整備につきましては、議員が言われるとおり国土交通省の住宅局や道路局、都市局の補助金を活用しまして環境整備や再生整備を進めてまいりました。また、現在整備中の駅山手線街路整備によって旧宇出津駅周辺の人の流れや車の流れも変わり、より利便性の向上が図られるものと思っております。

みなとオアシスにつきましては、本町では宇出津港と小木港の２港が登録されておりますが、宇出津港は平成２５年１月ののと寒ぶりまつりに合わせて全国で６８番目、そして小木港は同年５月のとも旗祭りに合わせて６９番目に登録交付がなされました。現在、石川県では６カ所、全国では９３カ所がみなとオアシスに登録されておりますが、２つのみなとオアシスを持つ自治体というのは広島県尾道市と能登町だけということで、町では唯一、能登町が全国で一つということになります。

みなとオアシスは、港を核としまして地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録、認定するものであります。

みなとオアシスを利活用した地域振興や祭礼は、宇出津港では、議員がおっしゃるように、いやさか広場が春の曳山やあばれ祭の舞台となっておりますし、宇出津港のと寒ぶりまつりのイベント会場としても使われております。小木港では、とも旗祭りや小木袖キリコ祭りで湾内の港周辺が舞台となっております。また、イカに特化した「イカす会」のイベントなど、それぞれ港の施設を地域住民参加による活用が継続的に行われております。それによりまして、観光客や地域住民の交流など地域振興や観光振興が図られていると思っております。

ご質問の宇出津港と宇出津新港周辺一帯のまちづくりにつきましては、港湾管理者である石川県や漁協、そして港周辺の民間企業などの意見を集約し、官民で取り組む組織づくりの検討を考えてまいりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力をお願いして、答弁とさせていただきたいというふうに思います。

議長（向峠茂人）

１２番　宮田勝三君。

１２番（宮田勝三）

前向きに組織をつくって振興、そしてまた、みなとオアシスに認定されております宇出津港を連携したような港町を利用したまちづくりということで、努力していただければと思います。

港町宇出津港、オアシス宇出津港、このオアシスをいただいた港には支援の内容が４つほど掲げてありました。ご存じの方もおいでましょうが、読んでみますね。シンボルマークの使用。たしか七尾の食祭市場なんかはもう掲げてあります。そしてまた、国交省や地方整備局等のホームページによる広報。確かにすばらしい宇出津の港を、例えばお祭りがあったり、近くの市場には四季折々の魚があるとか、そしてまた条件によっては港から富山湾を超えたはるかかなたに立山連峰が見えるとかというすばらしいコマーシャルが載っております。そしてまた４番目には、その他港の振興に関する各種支援、こんなふうに書いてあります。この支援というのはどのあたりまでなのか、私は少し勉強不足だったのかなと思うんですが、それなりの支援があるように思いますし、そしてまた、みなとオアシスの運営要綱をちょっと読ませていただきます。「「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設」、こんなふうに書いてあるんですね。

そしてまた、機能及び施設ということの中で、「みなとオアシスは、次に掲げる機能を有するよう努めるものとする」。３つほど書いてあるんですが、災害支援機能。２番目には、物販、飲食等の商業機能、３番目には、第１号及び第２号に掲げるもののほか、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するために必要な機能」と、こう書いてあるんです。

こういったことで、みなとオアシス宇出津港と宇出津新港を連動することが大事なのかなと。今の状況だと、新港は新港、宇出津港は宇出津港というような、捉えがちなような姿でいるのかなと、そんなふうに思います。

一つだけ、そんなことを考えたときに、こんなことも思い浮かべております。このような形で連携をしたまちづくりを、港を核としたまちづくりと考えると、今のこの庁舎等も、庁舎をどうするんやという考え方よりも、そういう中で考えていくと、ここの利用度がさまざまな観点から思い浮かべることができるのではないのかなと。

そういうことで、今町長がおっしゃった、ぜひともこの港を核としたまちづくりの第一歩として、若者を中心に入れてもいいんじゃないですか。この町の活性化になるものもありますし、また漁協のほうにも水産業に関連して従事し

ている若者がおいでます。町長も数人すぐ頭に思い浮かべられると思うんですが、そういった若者を大々的に入れながら、町に定着し、町を思う若者の気持ちを取り入れるような組織をつくっていただくことを心から念じて、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、１２番　宮田勝三君の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終了します。

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす３月１４日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに決定しました。

休会決議について

議長（向峠茂人）

追加日程第１「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あす３月１４日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、あす３月１４日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次は、３月１５日午後２時から会議を開きます。

閉　　議

議長（向峠茂人）

本日はこれにて散会します。

皆さん、お疲れさまでした。

散　会（午後２時５７分）

再　開（午後２時００分）

開　　議

議長（向峠茂人）
　ただいまの出席議員数は、１１人で　定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
　あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（向峠茂人）
　ただいまの出席議員数は、１１人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
　あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（向峠茂人）
　日程第１、議案第１号「平成２９年度能登町一般会計予算」から、
日程第４７、議案第４７号「町道路線の認定について」までの町長提出議案４７件、を一括議題とします。
　常任委員会に付託審査を、お願いしました案件のうち、只今、議題となっております案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（向峠茂人）
　総務産業建設常任委員会
　　委員長　椿原　安弘　君

総務産業建設常任委員会委員長（椿原安弘）
　総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第１号平成２９年度 能登町一般会計予算歳入及び所管歳出
議案第１１号平成２８年度能登町一般会計補正予算（第６号）歳入及び所管歳出
議案第１２号平成２８年度能登町有線放送特別会計補正予算（第２号）
議案第１６号平成２８年度能登町観光施設特別会計補正予算（第２号）
議案第２４号能登町組織条例の一部を改正する条例について
議案第２５号能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第２６号能登町空家等対策の推進に関する条例の制定について
議案第２７号能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について
議案第２８号能登町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
議案第２９号能登町特別会計条例の一部を改正する条例について
議案第３０号能登町税条例等の一部を改正する条例について
議案第３１号能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について
議案第３５号能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
議案第３６号能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について
議案第４４号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第４５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第４６号公の施設の指定管理者の指定について
議案第４７号町道路線の認定について
以上１８件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上をもって報告を終わります。

議長（向峠茂人）
次に
教育厚生常任委員会
委員長　金七　祐太郎　君

教育厚生常任委員会委員長（金七祐太郎）
教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。
議案第１号平成２９年度 能登町一般会計予算所管歳出
議案第２号平成２９年度 能登町国民健康保険特別会計予算
議案第３号平成２９年度 能登町後期高齢者医療特別会計予算
議案第４号平成２９年度 能登町介護保険特別会計予算

議案第５号平成２９年度 能登町公共下水道事業特別会計予算
議案第６号平成２９年度 能登町農業集落排水事業特別会計予算
議案第７号平成２９年度 能登町漁業集落排水事業特別会計予算
議案第８号平成２９年度 能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算
議案第９号平成２９年度 能登町水道事業会計予算
議案第１０号平成２９年度 能登町病院事業会計予算
議案第１１号平成２８年度能登町一般会計補正予算（第６号）所管歳出
議案第１３号平成２８年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案第１４号平成２８年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第１５号平成２８年度能登町介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第１７号平成２８年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第１８号成２８年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議案第１９号平成２８年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議案第２０号平成２８年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第２号）
議案第２１号平成２８年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第３号）
議案第２２号平成２８年度能登町水道事業会計補正予算（第２号）
議案第２３号平成２８年度能登町病院事業会計補正予算（第２号）
議案第３２号能登町認定こども園設置管理条例の制定について
議案第３３号能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第３４号能登町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第３７号能登町簡易水道事業の設置に関する条例及び能登町簡易水道工事分担金徴収条例を廃止する条例について
議案第３８号能登町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議案第３９号能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について
議案第４０号能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第４１号能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について
議案第４２号能登町集落排水施設条例の一部を改正する条例について
議案第４３号奥能登クリーン組合規約の一部変更の協議について
以上３１件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上をもって報告を終わります。

議長（向峠茂人）
　以上をもって、只今、議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質　　疑

議長（向峠茂人）
　これから、委員長報告に対する質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長（向峠茂人）
　質疑なしと認めます。
　これで、質疑を終わります。

討　　論

議長（向峠茂人）
　これから、討論を行います。
　討論はありませんか。

（討論なしの声）

議長（向峠茂人）
　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

採　　決

議長（向峠茂人）
　これから、採決を行います。
　議案第１号から議案第１０号までの１０件を一括して採決します。
　お諮りします。
　議案第１号「平成２９年度 能登町一般会計予算」
　議案第２号「平成２９年度 能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第３号「平成２９年度 能登町後期高齢者医療特別会計予算」
議案第４号「平成２９年度 能登町介護保険特別会計予算」
議案第５号「平成２９年度 能登町公共下水道事業特別会計予算」
議案第６号「平成２９年度 能登町農業集落排水事業特別会計予算」
議案第７号「平成２９年度 能登町漁業集落排水事業特別会計予算」
議案第８号「平成２９年度 能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」
議案第９号「平成２９年度 能登町水道事業会計予算」
議案第１０号「平成２９年度 能登町病院事業会計予算」の以上１０件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）
起立全員であります。
ご着席ください。
したがって、議案第１号から、議案第１０号までの以上１０件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に
議案第１１号から議案第２３号までの１３件を一括して採決します。
お諮りします。
議案第１１号「平成２８年度能登町一般会計補正予算」
議案第１２号「平成２８年度能登町有線放送特別会計補正予算」
議案第１３号「平成２８年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」
議案第１４号「平成２８年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算」
議案第１５号「平成２８年度能登町介護保険特別会計補正予算」
議案第１６号「平成２８年度能登町観光施設特別会計補正予算」
議案第１７号「平成２８年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」
議案第１８号「平成２８年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」
議案第１９号「平成２８年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」
議案第２０号「平成２８年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」
議案第２１号「平成２８年度能登町簡易水道特別会計補正予算」
議案第２２号「平成２８年度能登町水道事業会計補正予算」
議案第２３号「平成２８年度能登町病院事業会計補正予算」の以上１３件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、

議案第１１号から、議案第２３号までの以上１３件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第２４号から議案第４７号までの２４件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第２４号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」

議案第２５号「能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」

議案第２６号「能登町空家等対策の推進に関する条例の制定について」

議案第２７号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」

議案第２８号「能登町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第２９号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」

議案第３０号「能登町税条例等の一部を改正する条例について」

議案第３１号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」

議案第３２号「能登町認定こども園設置管理条例の制定について」

議案第３３号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第３４号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第３５号「能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について」

議案第３６号「能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について」

議案第３７号「能登町簡易水道事業の設置に関する条例及び能登町簡易水道工事分担金徴収条例を廃止する条例について」

議案第３８号「能登町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第３９号「能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について」

議案第４０号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第４１号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」

議案第４２号「能登町集落排水施設条例の一部を改正する条例について」

議案第４３号「奥能登クリーン組合規約の一部変更の協議について」
議案第４４号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」
議案第４５号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」
議案第４６号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第４７号「町道路線の認定について」の以上２４件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）
起立全員であります。
御着席ください。
したがって、
議案第２４号から、議案第４７号までの以上２４件は、委員長報告のとおり可決されました。

特別委員会中間報告

議長（向峠茂人）
日程第４８、「まち・ひと・しごと創生特別委員会中間報告について」を議題とします。
まち・ひと・しごと創生特別委員会から、会議規則第４３条第２項により中間報告をしたいとの申し出があります。
お諮りします。
本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）
異議なしと認めます。
したがって、まち・ひと・しごと創生特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。
あらかじめ申し上げておきますが、この委員長報告については、質疑、討論、採決は行いませんのでご了承願います。

まち・ひと・しごと創生特別委員会委員長の発言を許します。
まち・ひと・しごと創生特別委員会委員長、椿原安弘君。

まち・ひと・しごと創生特別委員会委員長（椿原安弘）

まち・ひと・しごと創生特別委員会における調査の経過及び結果について中間報告をいたします。

本特別委員会は、平成２７年３月定例会議において、地方創生について講ずべき施策を積極的に調査、提案することを目的として、１４人の委員で設置されました。平成２７年１２月定例会議において中間報告がなされ、それ以来、現在までに特別委員会を１回、２つの分科会で３回、開催いたしました。

また、特別委員会として今年の１月３０日、農林水産大臣に「日本海大和堆での違法操業外国船取締及び取締体制強化に関する要望書」を提出し、１月３１日には、埼玉県小川町の「下里豊かな郷づくり委員会の事業について」視察を行ってまいりました。

今回の提言としての中間報告につき、次のとおりご報告申しあげます。

本当に漁業（水産）につながる道はないのか、能登に漁業としての就業の場所はないのか、能登高校の水産教育課程の充実を切望し、高校卒業の若者を受け容れる就業場所として、定置網漁業の状況及び将来見込については、能登町の５カ統、七尾市の３カ統、珠洲市の１カ統、輪島市３カ統、門前までで、人の、特に次につながる若者の入植がない、これが一様に課題となっている。平均年齢は、若いところで３８歳、次いで４５、４６歳、能登町の経営体においては６０代となっている。それでも希望は、高校卒業後に、また、２０代前半の若者も近年、入植する傾向も見受けられ、地元に残りたいとの意志の受け皿（就業場所）の一つになっていることは間違いないと考える。一方、従業員は、地元より広域にわたって、仕事に就いている状況である。

近年、イメージする里海は、沿岸漁業に重点が移ってきていると考える。能登高校も諸先生方の努力もあり、毎年のように、２～３人が漁業に、さらに大型船の免許取得に上級学校へという流れが出来てきているようである。入学者の出身を見ても県内各地からの進学もあり、水産教育の特異性にも応えていることは間違いない。

定置漁業のいずれの経営者も一様に、若者を求め、期待し、次に繋げる若い従業員をどのように確保するか、本当に真剣である。以上のことから、能登高校の専門教員の採用からはじめ、水産教育課程の充実こそが「のとの里海」を護り、輝きを発する光源となることを確信して、提言とする。

議長（向峠茂人）

以上で、委員長からの報告が終わりました。

休　　憩

議長（向峠茂人）

ここで暫く休憩いたします。

自席で待機願います。（午後２時２３分）

再　　開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後２時３０分再開）

本日、椿原安弘君ほか１名から、発議第１号「有害鳥獣向け食肉処理施設の整備等を求める意見書」及び発議第２号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」の以上２件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、発議第１号「有害鳥獣向け食肉処理施設の整備等を求める意見書」を日程に追加し追加日程第１、発議第２号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」を日程に追加し追加日程第２として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第１、発議第１号「有害鳥獣向け食肉処理施設の整備等を求める意見書」、及び追加日程第２、発議第２号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」の以上２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

７番　椿原　安弘　君

提案理由の説明

７番（椿原安弘）

ただ今、上程されました発議第１号の提案理由の説明を行います。

発議第１号、「有害鳥獣向け食肉処理施設の整備等を求める意見書」の提出につきましては、これまで様々な場面で有害鳥獣対策が講ぜられてきたところでありますが、特に、奥能登二市二町地域におけるイノシシの昨年の捕獲頭数は、前年に対して約 5 倍の９４３頭にも上り、鳥獣の捕獲後の処理の道筋を明確にしておかなければならない時期と考えます。

ついては、その対応の緊急性が求められていることから県が策定している方針にのっとり、具体的な施策を早急に取り組むよう強く要請するため、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものであります。

１．有害鳥獣捕獲後の処理方法について、上述のとおり、その対応の 緊急性が求められていることから、県が策定している方針にのっとり、具体的な施策（焼却施設など）を早急に整備すること。

２．奥能登二市二町地域の中間点になる県立能登高校柳田校舎に、捕獲後、迅速に食用処理できる施設を整備すること。

以上であります。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（向峠茂人）

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（質疑なしの声）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討　　論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（討論なしの声）

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採　　決

議長（向峠茂人）

これから、発議第１号、及び発議第２号の２件を一括して採決します。

お諮りします。

発議第１号「有害鳥獣向け食肉処理施設の整備等を求める意見書」、

発議第２号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」の２件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、発議第１号、及び発議第２号の２件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第１号、発議第２号の２件の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

休会決議

議長（向峠茂人）

日程第４９、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

閉会の挨拶

議長（向峠茂人）

以上で、平成２９年第１回能登町議会３月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長　持木　一茂　君

町長（持木一茂）

平成２９年第１回能登町議会３月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、今会期中に起きました事件について、未だ全貌は明らかではありませんが、強い憤りと深い悲しみを覚えます。私も二人の娘の親でありますので、ご遺族の胸中を想うと胸が張り裂けんばかりであります。事件の解明は急務でありますが、警察におまかせしてむやみに騒がず、心からのご冥福をお祈りするばかりであります。

さて、３月６日より開会されました、この度の定例会議におきましては、平成２９年度能登町一般会計予算をはじめ、多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なるご審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決、ご同意をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

ここに成立をみました平成２８年度補正予算及び２９年度当初予算によりまして、町政各般にわたり それぞれの施策を推進し、町政の一層の伸長と町民生活の向上、発展に寄与して参りたいと念願しているところです。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、積極的に行って参りたいと考えております。

次に、来年度４月からの公立宇出津総合病院のスタッフについてご報告いたします。

昨年、４月から常勤医師が不在となり、皆様にご心配とご不便をおかけしておりました小児科につきましては、１年ぶりに常勤医師が赴任していただける

見込みとなり、また、週３回の非常勤医師で診察を行っていました耳鼻咽喉科につきましても、常勤医師が赴任していただけることとなりました。
そのほか、地域医療を志す金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠の内科医師が１名赴任していただけることとなりました。いずれも金沢大学と石川県の深いご理解とご支援により３名の医師が増えることなり、心よりお礼申し上げます。今後とも奥能登の基幹病院として医療の充実を図って参りたいと考えております、皆様方の積極的なご利用をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

さて、４月２６日任期満了により公平委員会委員を退任されます「川端登喜夫」氏には、平成１７年３月の能登町誕生とともに就任され、１０年２ヶ月の永きにわたり、職員の適正な勤務条件を確保するため、公平、公正な立場で審査を行っていただきました。

また、同日任期満了により固定資産評価審査委員会委員を退任されます「数馬　毅」氏には、平成２年７月に就任され、旧能都町時代を含めますと２４年９ヶ月の永きにわたり、中立的・専門的な立場から固定資産税における課税の適正かつ公平な価格の決定を審議いただきました。

退任されますお二人には、心より感謝申し上げますとともに、ご退任後も健康に留意され、今後とも町の発展にご支援を賜りますようお願い申し上げます。次に、先週１１日、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から４年の歳月が流れました。警視庁によりますと、岩手、宮城、福島の被災２県を中心に、なお２，５８４人が行方不明となっておられ、震災による直接死は１５，８９１人となっています。最愛のご親族を失われたご遺族の方々の深い悲しみを思うと、胸に迫る思いがあり、ここに改めて、深く哀悼の意を表しますとともに、行方の分からない方々の一日も早い発見を、心からお祈り申し上げます。

町としましては、この歴史的な災害から学んだ教訓を風化させず、防災行政に生かすことが町の責務であると考えていることから、本年９月に各種団体のご協力を得ながら、住民参加による大規模な能登町総合防災訓練を宇出津新港を主会場として実施する計画でありますので、多くの町民のご参加と、議員各位のご理解とご協力をお願い致しまして、閉会のご挨拶と致します。

閉　　議

議長（向峠茂人）

以上で、本日は散会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

散　会（午後２時４７分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２９年３月１５日

能登町議会議長　　向峠　茂人

会議録署名議員　　宮田　勝三

会議録署名議員　　鍛治谷眞一